

令和7年第2回八千代町議会定例会会議録（第2号）

令和7年6月11日（水曜日）午前9時00分開議

本日の出席議員

議長（9番）	上野 政男君	副議長（6番）	安田 忠司君
1番	赤荻 妙子君	2番	赤塚 千夏君
3番	榎本 哲朗君	4番	吉田 安夫君
5番	谷中 理矩君	7番	増田 光利君
8番	大里 岳史君	10番	生井 和巳君
11番	大久保 武君	12番	水垣 正弘君
14番	大久保敏夫君		

本日の欠席議員

13番 宮本 直志君

説明のため出席をしたる者

町 長	野村 勇君	副 町 長	木瀬 誠君
教 育 長	関 篤君	秘 書 公 室 長	馬場 俊明君
総 務 部 長	生井 好雄君	町民くらしの 部 長	古澤 朗紀君
保健福祉部長	野中 清昭君	産業建設部長	青木 譲君
教 育 部 長	小林 由実君	秘 書 課 長	市村 隆男君
まちづくり 推 進 課 長	斉藤 典弘君	総 務 課 長	鈴木 和美君
財 務 課 長	中川 貴志君	公共施設整備 準 備 室 長	須澤 晃君
税 務 課 長	諏訪 敦史君	福祉介護課長	栗野 直人君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	齊藤 武史君	産業振興課長	為我井 正君
都市建設課長	倉持 浩幸君	上下水道課長	秋葉 通明君
会計管理者兼 会 計 課 長	鈴木 佳奈君	総 務 課 補 佐	大久保拓哉君

議会事務局の出席者

議会事務局長	飯岡 勝利	補	佐 菊 佐知子
主 幹	秋葉 航		

議長（上野政男君） 引き続きご参集をくださいまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第 2 号）

令和 7 年 6 月 11 日（水）午前 9 時開議

日程第 1 通告による一般質問

議長（上野政男君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第 1 項並びに八千代町議会傍聴規則第10条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意を申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第 8 条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮影及び録音等につきましては、しないこととされておりますので、ご注意を申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願いを申し上げます。

本日の会議におきまして、町広報 P R 係による写真撮影を許可をいたしましたので、ご了承願います。

ここで脱衣を許可いたします。

日程第1 一般質問

議長（上野政男君） 日程第1、通告による一般質問を行います。

順序に従いまして質問を許します。

初めに、1番、赤荻妙子議員の質問を許します。

1番、赤荻妙子議員。

（1番 赤荻妙子君登壇）

1番（赤荻妙子君） おはようございます。今回、7回目の一般質問をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

朝早くより足元の悪い中、傍聴にお越しいただき感謝いたします。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に伴い2項目質問いたします。

2024年3月、带状疱疹ワクチン助成について質問させていただきました。本年4月より定期接種が始まり、町長をはじめ執行部の皆様には感謝申し上げるとともに、今後ともご尽力いただけることに期待をいたします。

改めて、带状疱疹とは、水疱ウイルスが原因で発症する疾患であり、50歳以上を中心に高まる傾向があります。強い痛みや後遺症、带状疱疹後神経痛を伴うことも多く、QOL、生活の質に深刻な影響を及ぼします。近年では、予防のためのワクチン接種が推奨されており、医師会などの専門機関からも啓発が進められているところです。

現在、带状疱疹ワクチンの予防には、2種類のワクチン、生ワクチン、不活化ワクチンがあり、特に効果が高いとされる不活化ワクチン、シングリックスは2回の接種で計4万円費用がかかるため高額です。経済的理由から接種を断念している方も少なくありません。

带状疱疹ワクチンの有効性及び地域における疾患予防の観点から、本町として4月より始めました定期接種の進捗状況をお聞かせください。

带状疱疹になられた町民の皆様より、状況について何人か聞かせていただき、症状も一人一人違うことが分かりました。顔に腫れが出る方は、痛みや顔の形まで変わってしまわれること、足の場合は車の運転、歩くことも難しいこと、手に腫れが出ると家事ができなくなり、口が腫れると食事が食べられなくなるため、体力がなくなってくるため苦しいそうです。

傷みも様々で、仕事をされている方は出勤できなく収入もなくなり、家族にもうつる可能性があるため、タオル、お風呂は別々にしなければならないことがうかがえ、夜も

痛みが強いと寝ることができないそうで、本当に苦しまれていることがうかがえました。

重症化や带状疱疹後神経痛といった後遺症に悩まれている町民の皆様を多く見られます。医学的知見を踏まえ、助成対象年齢を現行よりも引き下げ、より多くの町民の皆様が早期に予防接種を受けられる体制づくりが求められるのではないかと考えます。適用年齢の引下げ検討を伺います。

ライドシェアについてお聞きします。近年、地域における移動手段の確保、とりわけ公共交通の維持が難しい中で、ライドシェアの活用が全国的な関心を集めています。特に運転手不足やバス、タクシーの減便、廃止が進む中で、車の免許を返納された町民の皆様の移動手段として有効です。

国においても2024年から、タクシー事業者が一般ドライバーを活用する形のライドシェア制度が部分的に解禁されました。こうした動きを踏まえ、今後、重要性を増すのではないかと思います。

近隣の下妻市も1月27日より始まりましたので、視察に行かせていただきました。地域連携公共ライドシェア、定時定路線ライドシェアが運行されており、地域連携公共ライドシェアは、つくば市、土浦市、下妻市、牛久市が連携して実施する自家用有償旅客運送サービスです。住民や来訪者の移動手段を確保することを目的とした取組です。一般ドライバーが自家用車を活用して、他の利用者と座席をシェアをしながら運送する乗り合いサービスのことです。

一般の市民の方が登録、研修を受け運転、自家用車を使用して予約制でスマホアプリや電話などで申込みをします。空き時間を生かして地域に貢献をしたい方、デマンド型交通を中心に、買物、通院、公共施設利用などをサポートします。利便性向上になるのではないかと思います。ご意見をお聞かせください。

定時定路線ライドシェアを乗車してみたのですが、7人乗りの車で200円と安価なのが魅力でした。タクシーの運転手を以前されていた笠間市から通勤されている60代の男性の方で、2人で交代制勤務で仕事をされています。買物をして、少し大きい荷物なども載せられるので安心です。年齢制限はなく、国籍も関係なく利用できるため、幅広い方が利用できるのではないかと思います。今後の取組について伺います。

デマンド交通と組み合わせることで、効率的な地域交通ネットワークの構築が可能、公共交通が止まった際の代替移動手段として活用可能、副業やリタイア後、人材が地域交通に参加することで地域内の雇用機会が広がる可能性、交通手段の現状と課題について

て、本町のライドシェア運行検討についてどのような認識をされているのか聞かせください。

議長（上野政男君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） 議席番号1番、赤荻妙子議員の通告による一般質問にお答えをいたします。

带状疱疹は、過去に水痘、いわゆる水ぼうそうですが、それにかかったときに、体の中に潜伏した水痘带状疱疹ウイルスが加齢や疲労、ストレスなどにより免疫が低下した際に、再活性化することにより発症をいたします。一般的な症状は、神経に沿って、典型的には体の左右どちらかに帯状に、時に痛みを伴う水疱、水膨れですけれども、水膨れが出現する病気で、その痛みはぴりぴり、じんじんや焼けつくような、時には電気が走るようなと表現される場合がございます。

また、合併症の一つで皮膚の症状が治った後にも痛みが残る带状疱疹後神経痛というものがありますので、その神経痛では日常生活に支障を来すような場合もあることから、带状疱疹発症時の早期受診、早期治療が重要であるというふうに認識をしております。

議員ご質問の令和7年度4月より定期接種進捗状況につきましては、今年の4月から年度内に65歳を迎える方などを対象としまして、带状疱疹ワクチンが定期予防接種となりました。带状疱疹は、70歳代で発症する方が最も多くなっているということから、国では、定期接種の対象者を原則として、65歳を迎える方としたところでございます。

既に接種機会を逃してしまっている66歳以上になる方への経過措置といたしまして、今後5年間は対象者を5歳刻みで拡大しており、年度内に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方、さらに今年度、令和7年度に限りまして、100歳以上の方全員を対象として定期接種を進めているところでございます。

当町で今年度対象となる方は、4月1日現在で1,357人でありまして、対象者には既に定期接種のお知らせと予診票を送付してあるところでございます。

なお、6月10日現在の接種終了者は67人でありまして、ワクチン種別の内訳としましては、生ワクチンを接種した方が12人、組換えワクチンを接種した方が55人となっております。

次に、議員ご質問の適用年齢の引下げの検討についてですが、带状疱疹ワクチンは、原則として65歳を対象として定期接種に位置づけられておりますが、国の指針におきま

しては、定期接種の対象者から除外されるものとして、これまでに带状疱疹ワクチンを接種したことのある者で、带状疱疹の予防接種を行う必要がないと認められる者を除外するとされていることから、定期接種の対象年齢前に任意で接種した場合には、65歳時に定期接種の対象者から除外される可能性があり、発症するリスクが高まる70歳代には既に設置したワクチンの効果が低下してしまうということが危惧されます。

带状疱疹ワクチンにつきましては、定期接種が開始されてまだ間もないということもありますので、任意接種への助成につきましても、様々な状況を勘案しながら、国や近隣自治体の情報を収集してまいりたいと考えております。議員各位のご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 馬場秘書公室長。

（秘書公室長 馬場俊明君登壇）

秘書公室長（馬場俊明君） 議席番号1番、赤荻妙子議員の通告による一般質問にお答えをいたします。

私からは、ライドシェアについてのご質問にお答えをいたします。ライドシェアと言われるものにつきましては、2つの制度、2つの種類がございます。以前から制度としてありました公共ライドシェアと言われるものと、議員がおっしゃいました、令和6年3月の道路運送法の改正により創設されました日本版ライドシェアという制度でございます。

公共ライドシェアにつきましては、自家用有償旅客運送として、地方公共団体が主催する公共交通会議、こちらで協議が整った場合に、市町村やNPO法人などが実施主体となり、運行するものでございます。

次に、日本版ライドシェアにつきましては、地域交通の担い手や移動手段の不足といった深刻な社会問題に対応するため、国のデジタル行政改革中間取りまとめにおいて、現状のタクシー事業では不足している移動手段をタクシー事業者の管理の下で地域の自家用車や一般ドライバーを活用する新たな仕組みとして提案され、令和6年3月に道路運送法第78条第3号を創設しまして、自家用車活用事業として開始されました。この自家用車活用事業、いわゆる日本版ライドシェアでございますが、国土交通省が指定するタクシーが不足する地域、時期及び時間帯で、タクシー事業者の管理の下に運行を行うものとなっております。

公共ライドシェア、日本版ライドシェアのいずれの場合におきましても、交通空白地域において自家用車や一般ドライバーを活用して、ほかの利用者と座席をシェアしながら運送する形の乗り合いサービスでありまして、公共交通の役割を補完する制度となっております。そのため、移動手段が著しく制限されていると認められる地域でなければ、導入することはできない制度でございます。

次に、近隣自治体である下妻市の取組についてもご説明をさせていただきます。議員のご質問にもございましたが、下妻市では、令和7年1月より、下妻市の千代川エリアにおいて、交通空白地域における交通弱者の支援を目的に、つくば市、土浦市、牛久市と連携して、自家用有償旅客運送制度に基づき、いわゆる公共ライドシェアとして事業を実施しております。連携しているつくば市などへの乗り入れはできないため、下妻市千代川エリア内での運行となっております。

運行形態は定時定路線運行とエリアオンデマンド運行、2種類がありまして、定時定路線運行は、やすらぎの里しもつまから宗道駅を経由し筑波サーキットまでの区間、こちらを午前8時から午前10時と午後4時から午後8時までの間、毎日5便運行をしております。

エリアオンデマンド運行につきましては、午前10時から午後4時までの間、予約に応じて、下妻市千代川エリア内及び旧下妻市内にある市役所や下妻駅など、一部の停留所への乗り入れもしているということでございます。

一方、当町におきましては八菜まわ～る号の運行により、町内全域をカバーする交通ネットワークが既に確保されておりまして、現在のところ国の基準における交通空白地には該当していないという状況でございます。そのため、現時点で直ちにライドシェアを導入することは難しいと考えておりますが、例えば土日や夜間など八菜まわ～る号の運行時間外に限って補完的に活用ができないかといった可能性については、今後の選択肢として検討する余地があると認識をしております。

しかしながら、ライドシェアの導入に当たりましては、タクシー事業者の営業機会を奪う可能性もあるため、地域の交通事業者との協議を十分に行いながら、民業圧迫とならないよう慎重に協議、検討をしてまいりたいと考えております。

また、八菜まわ～る号におきましても、ライドシェア同様、乗り合いの公共交通でございますので、同乗者の迷惑となるような大きな荷物などはご遠慮いただいているところではございますが、議員ご指摘のとおり、住民の方から、買物などで大きな荷物を持

って移動したいといった声も伺っております。こうした状況の中では八菜まわ〜る号での荷物の大きさの規制をトランクなどを活用することによりまして一部緩和いたしまして、買物などでも利用しやすいよう対応を図っております。まずは、この既存サービスのご活用をお願いしたいと考えているところでございます。

今後とも地域住民の皆様方の移動ニーズや生活実態を把握しつつ、町の交通施策の在り方について、八千代町公共交通会議において引き続き検討を進めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたしまして答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号1番、赤荻妙子議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきますと思います。

まず、带状疱疹の助成の件なのですが、これはお辞めになりました中山議員が既に一般質問の中で取り扱っていただきまして、そしてそのときに、国の動きがあったものですから、それを踏まえまして検討を進めていきますよというようなお答えをしていたものであります。

带状疱疹ワクチンの助成については、先ほど保健福祉部長が答弁させていただいた形です。带状疱疹ワクチンの接種を行うことによりまして、带状疱疹に対して免疫力を高めることができ、発症や重症化リスクを抑えることができることから、予防接種の意識が極めて高いと、大きいと、このように認識は持っています。

そして、令和7年4月から年度内に65歳を迎える方などを対象として定期予防接種が開始されたところでございますので、様々な状況を勘案しながら、今後も国や近隣自治体の情報を収集し、また地元医師会等の意見を参考とさせていただき、検討を進める形になりますが、私のほうとしては、既に保健福祉部長のほうに細かな調査、そして結論を出すような、結論というのは町として継続してできるかどうかのその結論を出すように指示はもう既にしております。

続きまして、ライドシェアの質問につきまして、制度的なことにつきましては、秘書公室長が答弁したとおりであります。当町の公共交通の充実については重要な課題であるというふうに認識はしております。高齢者の自主免許返納による自家用車を運転しない町民の増加や観光客の誘致において、移動手段の確保は非常に重要であると考えております。

そのため、令和6年3月には公共交通交通会議を通しまして、八千代町地域公共交通計画を策定いたしました。この計画に基づきまして町内の公共交通の利便性向上に努めるとともに、町民の生活圏を考慮した広域的な交通ニーズにも的確に対応できるよう、今後は関係機関と十分な連携を強化しながら、広域的な公共交通の整備に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、町外の医療機関への通院が必要な方々につきましては、公共交通の利用が難しい場合も多いことから、移動手段の選択肢を広げるため、タクシー利用に対する補助制度の導入についても検討を進めているところであります。この制度により、高齢者や体調などの理由で交通機関の確保が困難な方に対する支援の充実を図り、安心して医療機関を受診できる環境づくりを目指してまいりたいと思います。

この広域的な取組につきましては、八千代町ばかりではなくて、他の自治体の公共交通対策会議との調整も必要なことでありますので、慎重にかつ前向きに取り組んでいきたいと考えております。

今後も町民の皆様の多様な生活ニーズや移動ニーズを的確に把握しながら、利用状況の調査や関係機関との継続的な協議を通じまして、持続可能な利便性の高い公共交通体系の構築に取り組んでまいりたいと考えております。町民の皆様が安心して暮らせるまちづくりの一環として、公共交通の充実に引き続き、全力で取り組んでいきたいという思いであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

1番、赤荻妙子議員。

1番（赤荻妙子君） 議長の許可をいただきましたので、带状疱疹助成について再質問いたします。

50歳から64歳のワクチン公費助成を2025年5月13日時点で実施されています全国の自治体は、674自治体が助成されております。北海道は80、東京都54、愛知県40、兵庫県37、茨城県では16の自治体が助成されており、近隣では下妻市、古河市、筑西市、境町の自治体が助成をされております。今後増えてくる傾向が見られます。適用年齢の引下げ検討を伺います。

町長、お願いいたします。

議長（上野政男君） 野村町長。

(町長 野村 勇君登壇)

町長(野村 勇君) ただいまの赤荻議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思
います。

先ほど私が保健福祉部長に指示をもう既に出してあるとお答えしましたが、今まさに
赤荻議員が問われた内容も含めて結論を、研究の結果、そして八千代町としての対応、
どのようにすべきか結論を出すための情報を今確認しているところでもありますので、そ
の点も含めて、先ほど言った指示を出したという意味はそのような内容になります。

以上です。

議長(上野政男君) 最後に再々質問ありますか。

(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 以上で1番、赤荻妙子議員の質問を終わります。

ここで、答弁者の入替えを行います。答弁関係課長の入退場を許可いたします。

次に、8番、大里岳史議員の質問を許します。

なお、8番、大里岳史議員より事前に参考資料の持込みの要請がありましたので、こ
れを許可をいたします。

8番、大里岳史議員。

(8番 大里岳史君登壇)

8番(大里岳史君) おはようございます。ただいま議長の許可がありましたので、通
告に従い一般質問をさせていただきます。

私の質問は、学校の行事についてであります。この質問は、四、五年前から生徒や保
護者から相談があり、私も子育て真っ最中であります。私の私見を交えながら質問をさ
せていただきますので、明確な答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、質問させていただきます。最初の質問は、学校行事の中でも体育祭のこと
であります。体育祭は、学校行事の中で一番の大イベント行事と言っても過言ではあり
ません。1年生は初めての体育祭で、3年生は中学最後の体育祭になります。その体育
祭にクラブチームに行っている生徒が体育祭に参加できず、思い出のアルバムの1ペー
ジに載らない、そのようなことがあっていいのでしょうか。そこら辺をお伺いいたしま
す。

議長(上野政男君) 関教育長。

(教育長 関 篤君登壇)

教育長（関 篤君） 議席番号 8 番、大里岳史議員の通告により一般質問にお答えいたします。

体育祭の日時ということでございましたが、体育祭は学校行事でございますので、これまでの開催日程等を考慮して校長会とも協議しながら検討しているところでございます。当町におきましては、現在は 5 月に実施しているというところでございますが、中学校においては、令和 3 年度に実施日を 9 月から 5 月に変更した経緯がございます。変更した理由でございますが、当時、新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの学校行事が縮小、中止となったことを皆さんも思い出していただければというところでございます。そのような状況の中、修学旅行については、宿泊せず日帰りを実施いたしました。しかしながら、修学旅行については、宿泊を伴う形で行かせてあげたいという強い思いから、新型コロナウイルス感染症が鎮静化する可能性にかけまして、当初予定の 5 月から 9 月に変更することになりました。ところが、9 月に体育祭と修学旅行が重なるという、生徒の負担が非常に大きくなってしまうということから、体育祭はやはり 5 月に変更するという形になったわけでございます。

その理由よりもより大きいのが、例年 9 月はまだ残暑が厳しく、熱中症アラートが発令されるなど、屋外での運動が禁止される懸念性があるということで、春先であればそういう心配もなく、生徒の負担も少ないのではないかという考えによるものでございました。

小学校におきましても、中学校の 1 年後の令和 4 年度から 5 月に開催となっているところでございます。

また、先ほどのご質問のように、クラブチームのいうところは、まだ私どもの中では検討になかったというところで答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 8 番、大里岳史議員。

8 番（大里岳史君） これは三、四年も前から、野球部はそのときは延期ではなくて土曜日だったのですね、これ。大会が入っていきまして、体育祭に参加できず、思い出も失われたことがありました。私が言いたいのは、三、四年前からそういう事例があって、校長会でなぜ検討しなかったのかお伺いいたします。

議長（上野政男君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） ただいまの質問に対しましては、確かに校長会での検討はなか

ったというところでございます。

9月から5月にしたということで、私どももこれで進んでまいろうというところと考えていたところでございます。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） そうすると、やはり校長会ってよく聞きますけれども、やはり私の考えることは、1人でもやっぱり生徒を取り残してはいけない。これは義務教育ですから、やっぱり義務教育の行事というのはなぜあるのか、そこら辺を考えていただいて、9月から5月に前倒しになりました。その理由は分かるのですよ、私も。子どもがいますから分かるのですけれども、その理由に沿ってやはり会議していただかないと、やはり子どもたちに思い出が残らない、私はそう思っています。

そこで、体育祭の時期になると、子どもたちから「俺たち体育祭に参加できなかった」と耳にするのがもう四、五年も前からこういう問題がありましたので聞きますが、町長と教育長だったら、その参加できなかった生徒にどのような言葉を返しますか、私は返す言葉がなかったのです。出られなかったって言われて、返す言葉がなかったのです。町長と教育長だったら参加できなかった子どもにどのような言葉を返しますか、その辺ちょっとお伺いします。

議長（上野政男君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） ただいまの質問に答弁させていただきます。

クラブチームのお子さんたちが参加できない、体調が悪くて、あるいは家庭の事情でということはあるかと思うのです。ただ、もうそこに試合が入っているとかということを考えてみると、そこら辺のやっぱり配慮が足らなかったという思いをやっぱり謝罪というか、形の中で進めると同時に、何か体育祭とは変わる文化的な面、体育的な面ではないですけども、文化的な面で何か活躍ができる場面を学校と一緒に考えていきたいと思いますというような形を声をかけたいなというふうに考えているところでございます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの大里議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

私であればということではありますが、私であれば大事な行事に参加させてあげられな

くて悪かったなと、申し訳ないなと、これは大人たちの責任であり、我々が関係者、地域、行政含めてみんなで話し合って、結論を出して、皆さんがきちんと思い出づくりに参加できるような場にするから勘弁してほしいと、そう言うと思います。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） 教育長も町長もその答弁に大変勉強になる答弁でした。

私が教育長とか町長に言いたいのは、ちなみに小中学校の卒業アルバムは見たことありますか、ないのかちょっとお伺いします。

議長（上野政男君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） ただいまのご質問ですが、当然のことながら私も教職についておりましたので、卒業アルバム等は十分に拝見しているところでございます。八千代町についても出来上がりますと、校長先生方が一旦教育長室へ持ってきていただけますので、そこは拝見させていただいているところでございます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの大里議員のご質問にお答えをさせていただきます。

毎年というわけではないのですが、目を通してという状況にあります。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） 私は子ども3人いますが、下の子どもは中学3年生なのですけれども、まだ見ていないのですけれども、上の姉ちゃん2人いまして、たまに姉妹で卒業アルバムの見せっこして、また私も酒飲みながら笑ったり、こういう思い出があったなんて会話があります。

私がこの卒業アルバムを見て感じたのは、どの行事もどのイベントも躍動感のある写真が載っていて、笑顔が多く学校生活が充実していたのだからって感じました。そして、そこで一番気づいたのは、クラスごとの集合写真がどの行事も載っていて、もちろん行事や体育祭に参加していない生徒は写っていない。今後、町長も教育長も、町長はたまに見ていきますけれども、毎年、卒業アルバムをチェックしていただいて、こういう生徒だったのだからって感じてもらえば、私はいいのかなと思います。

そこで、私は子ども3人いますが、3人目で経験しました。サッカーでクラブチームに所属していて、体育祭が延期のため、体育祭途中で試合に行きました。たまたま試合

会場が古河だったので体育祭も少し参加できましたが、試合会場が遠方だったら体育祭には参加できなかったのです。親として最後の中学最後の体育祭を見てやれなかったことが心残りで、同じ経験をした保護者の気持ちが本当に分かりました。経験したからこそ、この質問をしています。体育祭延期にならなければ、私も先輩議員の配慮で来賓挨拶プラスアルファ３年生と一緒にウォータースライダーを、東中でも私やりました。一中でもやりました。先生にも配慮してもらって、私はせがれと同じレースに出る予定だったのです。でも、結婚式が入ってしまって、結婚式も前々から、２か月も先に入っていましたので、延期で残念で、向こうも主賓と呼ばれていたもので、やはり２か月前だったのでそっちに参加しましたが、やはり３人子どもいて最後の体育祭が見られなかった。私は残念で仕方がない。

四、五年前からという話しましたが、やはり子どもの最後の体育祭を見てやれなかった親の気持ちが本当に今回分かりました。

そして、先日、教育長の配慮で体育祭のアンケートを生徒、保護者を対象に実施していただいたことには感謝しますが、アンケートの趣旨がなく、平日がいいですか、土日がいいですか、どちらかでもいいではなくて、ちゃんと趣旨を入れてほしかったと、何人かの保護者からの連絡がありました。備考欄には様々な意見があったみたいですが、その辺りをお聞きいたします。

議長（上野政男君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） ただいまの質問に回答させていただきます。

今年度は、議員おっしゃるように雨で雨天順延という形で日曜日に延期になったわけですが、先ほど来から申し上げておりますように、生徒全員で体育祭が行えなかったということについては、本当に中学校３年生は最後の体育祭でございますので、非常に心が痛んでいるところでございます。

この件につきまして早速、体育祭の在り方ということで、２校の校長先生方、また小学校も含め７校の校長先生方と相談をしながらアンケートを取ろうという形で進めたところでございます。

振り返りということは教育活動の中では非常に重要で、子どもたちへの体育祭の振り返り、それから保護者の方にもご協力いただきながら、振り返りという意味を含めながらのアンケートであったわけですが、確かにリード文として、今回はこういう

形で参加できなかった友達もいるよという形があればいいのかなというところもございますが、やはりアンケートという趣旨から考えますと、中立性、公平性を重視という形もございますので、あのような形で質問させていただいたというところでございます。その辺についても今後ちょっと考慮したいなというところでございます。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） 本当に、教育長には言ってすぐに行動していただいたので、そこら辺は本当に感謝しているのです。でも、ちなみに近隣市町村を見ますと、下妻市は二、三年前から体育祭を平日実施していて、下妻市もアンケート調査をして生徒全員が参加できる日がいいと、そういう結果でした。境町も何年も前から平日の金曜日なのです。体育祭をやっていて、体育祭終了後、給食を食べて解散、ちなみに小学校も同様なのです。ここでは理由は言いませんが、境町はさすがだと私は思ったのは、ちゃんとした理由がありまして、やはりコロナ前からやっぴりやっぴり片親もいます。やっぴり弁当とかそういうのもありまして、給食、親の負担と、そういう子どもの配慮を、さすがと私は思いました。そこら辺もやっぴり検討していかななくてはならないのかと私は思います。

私が言いたいのは、生徒全員が1人も欠けることなく参加できる日程にすべきだと私は思います。今回の体育祭に参加できなかったり、途中で抜けた生徒は、一中、東中合わせて10名いましたが、今回、天候が悪いことから延期になりましたが、何回も言いますが、なぜ何年も前からこの問題、課題があったのに、校長会で本当に議論されなかった、そういうワードが出なかったということに私は残念ではありません。もう一回そこら辺をちょっとお伺いいたします。

議長（上野政男君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

近隣の市町村がそうであるということも、教員の人事異動も広域化しているわけでございますので、下妻で経験していた方が管理職でやってくる、あるいは境で経験していた方が八千代町にいらっしゃるところはあるわけでございますけれども、そういう中で、校長会でこの話ができなかったというところにつきましては、校長先生方というよりは、やはり校長会を最終的に束ねるのは私でございますので、私の配慮が足らなかったという1点かなというところでございます。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） そして、やはり私もこのアルバムを今日ちゃんと持ってきたのですけれども、これを、本当はこのスクリーンでやりたかったのですけれども、やはりこう個人情報とかありますのでやめたほうがいいって言われたので、町長とか教育長でも見えるように、体育祭の写真があるのですけれども、躍動感があるような写真で、全体写真が載っているのです。昨日娘とちょっとしゃべったのですけれども、やはり野球部が載っていないという話がありまして、私が言いたいのが予行演習をやっています。出られない前提で、せがれにも昨日しゃべったところ、予行演習の結果と本番の結果が違う。やはり野球部がいるのといないと、サッカー部のいるのといないとリレー速さが違う。もう月とスポンの差があったみたいです。

あと、さっき言ったようにウォータースライダーというのですか。あれ野球部も、八千代町一中は仮装してやるのです。せがれはマクドナルドの格好を今回したのですけれども、私も出るはずだったので私もそれを着ようと思ったのですけれども、着られなかったのですけれども、野球部は、多分5,000円から1万円するのですよね、あの仮装が。いろんな仮装があるのです。相撲だったり恐竜だったりセーラー服だったり、いろいろあるのですけれども、5,000円も1万もするやつが6人は着られなかった。着る機会がないのだ。この前、小学校の運動会で保護者に言われました。買ったのだけれども、着る機会がないのだ。

そこで、私が言いたいのは、教育長もさっき言ったように文化祭とかで、教育長が、みんなでまた仮装して写真撮れるような環境をつくっていただければ、この子どもたちもこのアルバムに載るのかなと私は思っています。このアルバムの大事さというのは絶対あると思うのです。やはり3年間の行事、イベント、そこでさっき言ったように躍動感のある写真、本当に笑顔がたくさんあるのです。楽しそうな写真ばかり、そこに選ばれないのはしょうがないです。笑顔が足りなかったのかなって、うちの娘も少なかったもので、ちょっと笑顔が足りなかったのかなって、やっぱり満面の笑顔の人は写っていますよ、やはり。そこで選ばれないのはしょうがないのですけれども、やっぱり全体写真に載らない。私はそこが残念でしょうがない。だから、せがれも今回途中で抜けましたけれども、全体写真に載っているのか、載っていないのかがそこら辺がちょっと分からないのですけれども、私は本当にアルバムの大事さも町長、教育長にも分かっていたきたくてこの質問していますけれども、教育長には、今後、クラブチームの活動日程

を把握していただきながら、やはり一人でも欠けないような日程を組んでいただいて、体育祭はメインイベントですから、まして1年生は入学して、3年生は最後の体育祭なのですから、そこら辺を私はお願いしたいと思います。

そして、私は、平日開催にはメリットしかないと思っているのです。生徒全員が参加できる、病気以外は、雨天順延が、月曜日にやれば、火、水、木、金、4日取れる。先ほど言った境町みたいに体育祭終わって給食食べれば、給食食べながら会話ができる。デメリットは、多分生徒は、土曜日とか日曜日にやれば平日代休もらえるので、イオンに遊びにいったり、どこどこ遊びにいったり、代休が欲しくて、多分子どもたちはそこが残念なのかなと私なりに思っているのですけれども、あとは兄弟とか卒業生が見に来られない。保護者は仕事がとかって言いますけれども、保護者が全員が全員、月曜日から金曜日まで仕事ではないと私は思っているのです。土日も仕事やっている人います。でも、何だかんだ、子どもの行事は、今は私休んで、大体保護者は日程を合わせると私は思っています。だから、そこは問題ないなって私は思っています。

そこで、これは私の提案なのですけれども、令和10年に中学校の統合が示されているのですが、統合を見据えて体育祭のコラボ、一中と東中をコラボしてやれば、統合に向けていろいろな面が見えてくるのではないかと私は考えますが、そこら辺をお伺いします。

議長（上野政男君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） 議員の質問にお答えさせていただきます。

確かに平日開催というのはいろんな意味を考えればメリットが多いかなというところでございます。土日ということになりますと、デメリットももちろんたくさん出てまいりますしというところでございますが、アンケートを取らせていただいて、アンケートの結果のみではなくて、やはり子どもの思いとかを入れながら、ましてや中学生、小学生においても子どもたちの考えも大きく入れながら、今後検討していきたいなというところでございます。

体育祭の、あるいは運動会の目的というのには、連帯感とか団結力というのもございますので、一人も欠けずというのがやはり一番大事な部分かなというところはございますので、そのほかに体力の向上、さらには事業の成果を発表する場というところもございます。そういったことを考慮しながら今後検討を進めていきたいなというところで

ざいます。

また、統合に向けての体育祭のコラボというところでございますが、体育祭だけではなくていろんな行事でできる限り一緒にやれることがあればやっていければなというところで今検討を進めている、あるいは調査研究しているというところでございます。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） そうですね。やっぱりコラボしながらやっていったほうが、先日、町長も下結城小学校で挨拶しましたけれども、やっぱり記録より思い出に残る運動会してくださいと挨拶していました。

そこで、私は、議長のときも東中にも行きました。西豊田小学校も行きました。安静小学校も運動会見に行きました。やはり様々な学校によってやり方も違うし体操も違う。入場の門も違う、いろんな気づくところいっぱいあるのです。

先日、下結城小学校で中結城小学校出身の人がいて、何でいるのだよと言ったら、めいっ子がいるのだって、中結城と全然違うね、やっぱりこういう意見も、ああ下結城はこうなのだ、いろんな保護者の意見も聞きました。やはりあちこち見るからこそ分かることがあって、多分この議員さんの中でも私以外は分からないと思うのですね、行ったことないと思いますから。なので、私は、地元より全体を見て、こういう質問もできるし、やっぱりこういうところに足運べば、こういう相談もあります。やはり体育祭は、一番最初のイベントだと思いますので、そこら辺はアンケート重視ではないのは分かります。しかしながら、やはり一人でも欠けないようなイベントにして子どもたちに盛り上げていってもらって、すばらしい体育祭にしていきたいと私は思っております。

それでは、次の質問に行きます。年間スケジュールについてお伺いいたします。私も子どもが3人、今、上のお姉ちゃんは22で、今15で、結構ずっとスケジュール、学校から年間スケジュールが来ますので、もうずっと取っておくので、それを見直しました。何年も前も調べましたが、毎年同じように同じイベントをこなしているとしか私は感じなかったのですけれども、この年はこれをやった、この年はこれがやったというのがなくて、入学式やって体育祭やって何やって文化祭やって、こういう毎年同じ、変化がない。私はそう感じたのですけれども、そこら辺をちょっとお伺いします。

議長（上野政男君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） ただいまのご質問にお答えいたします。

学校行事と申しますのは、各学校ごとに他校と調整しながらというところで決定していくわけですが、これは校長会であり教頭会で、教務主任会という会がございますが、そこでいろいろ決定していくわけです。ただ、学校独自の特色ある行事というのは大事なことであってというところがございますが、基本的に大きな行事になりますと、これは授業時数を確保するということでは、学習指導要領の特別活動という中で学校行事というのがございまして、学校行事の例示があるわけですが、だからそれに従って全てやれということではございませんが、その他という部分も指導要領の場合は少し幅を広げて許容させていただいているところがございます。

学校といたしましては、同じような形を繰り返し繰り返しやるというふうに捉えるところももちろんございますが、毎年同じことをやることで去年の反省点が次年度に行き、さらに、その年またやったことが反省されて改善されていくという形を考えると、同じことをやっていくのも1つというところがございます。

また、経験するお子さんは小学生ですと6年間ということになりますし、中学校は3年間でございますが、毎年、経験する子どもたちは少しずつさま変わりをしているところがございます。ただ、特色あるものということは、今後も考えていかなければならないかなというところがございます。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） 学校行事の中でも私が体育祭の次に気になっていることが遠足や修学旅行についてであります。私の小学校のときから変わらない遠足、修学旅行の行き先、これは先ほど教育長が言いましたけれども、コロナのときは行けるように工夫していただいて、コロナが解除したらまた戻す。せっかく行けるように工夫したのに、コロナが解除したらまた戻す。コロナで経験したことを何で、いつも思うのですけれども、会議もそうなのですから、書面でできたことを、コロナが解除したからまた戻して、学校行事も私は同じだと思うのです。せっかく教育長がさっき言ったように、子どもたちが行けるように、あのときは多分娘のときなので、富士急へ行って、泊まりが千葉だったと思うのですね、3年生のとき。せっかく行き先を、コロナのときに子どもたちに行かせてあげたい、その気持ちは本当にありがたい、親もそう思っているのです。コロナが収束した途端、また同じに戻す。私は、いかがなものだと思うのです。せっかくそこまで機転を利かせてやったのに、またコロナが解除したからまた戻すではなくて、もうちょっと違う形で肉づけしたほうが変わっていくのではないのかなと。よく十年一昔

と言いますけれども、今、私今年で49になりますけれども、もう三十何年も変わっていない。私が覚えているのは筑波山、さしま少年自然の家、小学6年生の修学旅行は箱根、中学3年生が奈良・京都、何も変わっていないのです。やはり修学旅行も遠足も仲間と行く最高のイベントと行事だと私は思っております。思い出づくりには最高、このあるバムに載るにも最高だと私は思っています。

今回、私が提案したいのは、せっかく今、大阪万博が開催していて、なぜ選択肢になかったのか、万博というのは何十年ぶりに開催できて、たまたま今の中学3年生が当てはまり、修学旅行に持ってこいの行き先だと私は思いますが、近隣の市町村の学校では採用されて行く学校もあるのです。大変すばらしい試みだと私は思っております。毎年同じ遠足ではなくて、修学旅行ではなくて、時期や開催している場所を選定していくことができないのかお伺いいたします。

議長（上野政男君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） ただいまの質問に回答させていただきます。

修学旅行というのは、先ほど来も申し上げましたが、学習指導要領の特別活動の中で遠足・旅行的行事という中に位置するわけでございます。その中で自然、文化に親しみということが一番先にうたわれ、さらには生徒同士の交流、生徒と教師の交流という形も大きくうたわれているところでございます。大きくはその2本柱で行くわけでございますが、確かにずっと変わっていないというところがございますが、中学校3年生の修学旅行に関して答弁させていただきますと、やはり小学校6年生で学んだ歴史、さらに中学校に入ってそれを深く学んだ歴史の中で、京都・奈良というのは、私たち関東地方に住む人にとっては見たことのない、あまり触れたことがない。もちろん家族で行ったり個人的に見た方はいるかと思いますが、基本的にはなかなか行かないというところで、古都のいろんな歴史建造物に触れるという意味では大きな意義がある。ですから、文化に触れるというところの狙いには即しているかなというところでございます。

関西地方の方々は東京にやってくるという形はあるとは思いますが、そういう中で、一つの修学旅行の意義は達成できているかなというところでございます。

ただ、コロナのときには、先ほど答弁いたしました、何とか泊まらせてあげたいという思いが各自治体は全国どこでもあったかと思いますが、それによって何とか行けるところ、そして宿泊もできるならばできるところというところを探したところがそこで

あったというところで、コロナが終わって、本来の趣旨に触れていくなれば、中学校3年生の修学旅行はやはり京都・奈良ということは、ある意味妥当かなというところと考えているところでございます。

ただ、この修学旅行の選定ですが、学校が勝手にここ行くよというふうに決めたわけではなくて、一中も東中も同じように、今の3年生が1年生の7月から8月にかけて業者をお呼びしてプロボをさせていただきながら、これは学年のPTAの役員の方々が入りながら、もちろん学校は校長、教頭、教務主任、学年主任、担任も入っての選定をさせていただき、今回の運びになっているというところでございます。

さらには、1年生の学年末には説明をさせていただき、そこから積み立てにするのか、今は一括で払うのかという両方の選択があるようでございますが、積み立てていくという場合には2月から積み立てていく、一括、最後直前に払うという方はそちらで払うという形を進めることを1年生の末にはご説明申し上げているところでございます。

そして、2年生からは、修学旅行に向けてのいろいろな取組をしているところがございます。そして、本年9月に出発という流れを取っておりますので、そういう流れの中でも変化があればいいかなというところはございました。確かに大阪万博ということが、1年生ですから令和5年ですか、令和5年に、確かに先見的にやった自治体はすばらしいなとは思いますが、多分、私たち、私も含めまして大阪万博が果たして開催できるのかどうなのか、いろんなこともございます。もちろん旅費の問題もございます。京都・奈良で一定にやってきた旅費が今度は大阪になりますとまた旅費がかさんでいくというところで、学習指導要領の中にも注意事項、取扱いの注意というところでは、経済的な負担を十分考えろということもうたわれておりますので、そのようなところも含めながら進んでいるところでございます。

ただ、答弁長くなりますが、小学校にしても中学校にしても全く考えないわけではなくて、本年度は東中ではスキーをやりたいということになりまして、1年生と2年生、2年生経験していないので、1年、2年で合同で、一中は単独で行きますけれども、次年度は、一中と東中1年生が合同で行こうかという検討も今進めているところでございます。

小学校のほうに目をやりますと、昨年度より国会の見学を合同でやっていただいているところがございます。川西と西豊田というパターンもありますし、安静、下結城というパターンもございます。中結城は人数が多いので、単独で行けるかなというところご

ざいます。

また、本年度においては、川西と西豊田で宿泊学習を一緒にやるとか、あるいは西豊田と下結城で修学旅行が一致しまして、日にちも一致、行く場所は多少違うのですけれども、宿泊場所は一緒ということで夜の交流ということも考えられるというところでございます。

小学校におきましては、やはり1年生と2年生がセット、中結城以外は1、2年生がセット、3、4年生がセットという形で遠足行くわけですが、そこも毎年同じではなくて、去年は宇都宮動物園行ったので、今年は栃木の子ども総合科学館へ行こうとか、3、4年生ではエキスポセンターと国土地理院、そしてミュージアムパークへ行ったので、来年は県庁、あるいは県庁の中の県議会、それから県警本部、さらには大洗水族館、いつも大洗水族館になってしまうので、笠間で陶器の体験をするとか、いろんな形を工夫しているところは事実でございますので、そのような形で、旅行、集団宿泊的行事ということ学校としては進めているところでございます。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） 教育長の説明で危惧しているということは分かりました。

今、小学校も学校が統合という話が説明会とかありまして、やはり私らのときには、サッカー少年団、昔は3年生からだったので、やっぱり5つの小学校、春の大会、秋の大会ってあって、中学校に入学してもやはり下結城で8人、中結城で15人、安静でも15人いましたので、中学校へ行っても不安はなかったのですね、友達がいっぱいいましたから、やはり今見ますと、少年団もなくなっていくところがある。やはり子どもが集まるというより、友達をつくる場所というのが少ないと思うのですよ、今。やはり統合に向けて打ち出したのであれば、やはりコラボで給食を食べたり、八千代のバスありますから、給食で中結城で食べたり、行事をコラボしたり、国会見学は教育長に聞きましたけれども、そういったような行事をやっていくことによって、ここがいいのだ、こういう課題があるのだ、問題があるのだって、私は分かると思うのです。やはり学校統合の話が進んでいる中、私は何事も同時進行でいかなければ先に出ない、私はそう思っています。小中学校の行事をコラボしながら、問題、課題を見つけながら、いい学校づくりを進めたほうがよりよい学校ができると私は確信しております。

何回も言いますが、我々議会も地元だから地元の学校の行事に参加するのではなくて、ローテーションで学校統合に向けて、いろいろな学校を回って見てやったほう

がいいのかなと私は思っております。

そこで、町長に一言だけ意見を聞きたいと思います。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 私への質問は、その統合についての取組という形になろうかと思うのですが、おっしゃるとおりの形になろうかと思いますが、幾つか、先に一中、東中でやった行事なんかがあったときも、いい雰囲気であったというのも聞いています。これから一中と東中の統合に向けて、町民の皆さんの意見を聞きながら、まだ、誰も歩んでいなかった道を歩んでいって結論を出すという形になろうかと思います。その中で多くの障害があるというのは分かっているという形ではありますが、やはり地方における人口減少の様子、そして社会の変化、そしてその中で育つ子どもたちがどのように八千代町で育つのか、巣立っていくのか、そういう問題を考えたときに、多くの生徒、お子さんの中でもまれながら育つというのは大事だろうなというのを思っているわけでありす。

これから統合に向けていく中で、多くの方の理解を得る中においては、やっぱり先導的な取組として、一緒にやってみるというのはそれは大変いいことだなというふうに思っています。そして、その中から多くの考えが生まれ、町としても、あるいは町民の皆さんとしても、自分の考えをまとめ、そして統合に向けての意思調整、そして物事の調整というのは進むのであろうなというふうに思っています。

教育長のほうとも相談はこれしていきますが、学校関係の人たちとも相談していきますが、同じ八千代町で生まれ育った子どもたちが、これから一つになろうというものの中で、歩みの一つとしてお互いの心を知る、触れ合う、人を知る大事なことであるというふうに思っています。答弁いたします。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） なかなか口で言うのは、町長、やっぱり簡単ですけども、町長言うように難しい部分も多々あると思います。やはり先ほど言ったように、子どもたちが仲よく、八千代町に育った子どもがやってくれば、私はそれを願っているところでありますけれども、やはり八千代町の行事でも、愛らんど八千代ですか。あれはすばらしい取組なのかなって、あれももうちょっと、学校行事ではないのですけれども、もうちょっと予算化してもらって、はじかれてしまったという人も中にはいますから、友達

と5人で応募して1人当たって4人はじかれてしまった。1人なので不安だみたいな話も聞くので、そこら辺ももうちょっと予算化して、もう八千代町の子どもで行くのですから、なるべくなら人数、5年生、6年生対象ではないですか。5年生で選ばれる人は6年生は行けない。うちは5年生も選ばれたので6年生も行こうと思ったのですが、1回行ったら駄目ですと言われたので、やっぱりこういうふうな友達づくりも私は重要な課題だと思っています。

何回も言いますけれども、学校行事の在り方、やはり私はずっと、私は今回、せがれが中学3年生で義務教育が終わります。私には関係ないと言えば関係ないのですよ、これも義務教育終わりますから、でも議員としての立場と相談されたり、やっぱり子どもたちがあちこちで私のところに寄ってきてくれる、それはなぜか、やはり東中の体育祭でも水の中に飛び込んだ、親が大里が出ると目立ってしまうからとかという意見もありました。しかしながら、子ども全員、東中は、議員さんなのに出るのですか、やっていいですかと言ったら、ぜひお願いします、そういうふうに言ってもらえて、東中の子どもとも仲よくなって、今高校生になって私のうちの前を通りますよ、境高へ行くのに、手振ってくれたり、この間、ラーメンショップでラーメン食べていたら、東中の子どもたち、「大里さん、頑張ってください」なんて、やはりそういう関係性も大事だと私は思っています。やはり議員だ、議員ではなくて、相談も受けて、この一般質問に反映できるような、私は議員を目指していますので、教育長には、教育長を筆頭に八千代町にはすばらしい先生方もたくさんいます。いろんな案を出していただいて、近隣市町村からも注目されるような教育づくりや学校づくりをしていただきたく私はお願いします。

前回、消防のことでぎゃんぎゃんやってしまったので、あまりやると今回もあなるのかなってみんなに不安があったみたいなのですけれども、私は私でも自負をしながらの質問なので、教育長と町長には統合も学校行事もなるべく早く改善していただいて、八千代町の子どもが一人でも欠けることなくできるような環境づくりを一日でも早くやっていただきたくお願いして、私の今回の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（上野政男君） 以上で、8番、大里岳史議員の質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

（午前10時19分）

議長（上野政男君） 休憩前に戻り、会議を再開をいたします。

(午前10時35分)

議長（上野政男君） 次に、14番、大久保敏夫議員の質問を許します。

14番、大久保敏夫議員。

（14番 大久保敏夫君登壇）

14番（大久保敏夫君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私のほうの質問内容としては、憩遊館のリノベーションについて、続いて改修することの効果について、基本的には、憩遊館ということが一つの中心になるわけですが、このリノベーションというのは、私はあまり言葉、横文字分からなかったのだが、誰かがつけてくれたみたいで、大事にしながらちょっとしゃべってみたいと思います。

憩遊館そのものの存在というのは、私が町長時代に造らせていただきました。その辺のところだと、若干年数的に、何年何月にオープンしたと、そういうふうな流れが若干事務局に、担当の方で結構ですから、過去の経歴みたいなものを教えてもらえばありがたいと、このように思っています。

基本的に、今回のリノベーション関係につきましては、事務局において補助事業関係のほうで出てくるこの数字、この数字そのものというのが前もって知っていたのか、あるいはまた今回、こういうふうな予算が、補助事業、あるいはまた借入れ等々を含めた一つの流れというものが今回初めて知ったのか、それとも前もってこういう制度というのはあったのだけれども、八千代で今まで使わなかったのだけれども、今回使いたいと、こういうふうな感覚の中でこの憩遊館のリノベーションそのものをやることにするのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

また、憩遊館の入場者数の部分というものについてどのような推移をしているのか。また、今後の、多分答弁の中に出てくるのだと思うのですが、憩遊館そのものの存在価値というのは、八千代にとってどのような位置づけをするのか、その点を含めて大まかに質問をさせていただいて、一問一答でまた気づいたところがありましたら、質問させていただきます。よろしくお願いします。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 議席番号14番、大久保敏夫議員の通告による一般質問に

お答えいたします。

グリーンビレッジ、主に憩遊館ということですが、こちら議員質問の中にありますとおり、大久保議員が町長当時に整備されたもので、温泉を有する施設としては近隣に先駆けて整備されたものだと考えてございます。

整備の概要でございますけれども、グリーンビレッジの整備としましては、平成4年度より、農業農村活性化（緑の農村空間型）農業構造改善事業及び農村資源活用農業構造改善事業という2つの国庫補助事情によりまして整備をしたということがございます。憩遊館や加工施設、コテージ、それからキャンプ場など全ての合計の事業費が11億3,590万円、うち国からの補助が5億1,830万円というものでございました。平成7年度に先行してキャンプ場などがオープンしまして、2年後の平成9年度に憩遊館がオープンしたというところでございます。

都市農村交流事業による地元農業の活性化及び都市住民へのPRを図るために、地元住民と都市住民の交流拠点として八千代グリーンビレッジを整備したというような経過がございます。

以降、今日に至るまで町を代表する観光施設として多くの方に親しまれておりまして、併設するクライנגルテンとともに、地元住民と都市住民の交流拠点としても大きな役割を果たしておりまして、これからも町の中心を担う観光施設であると考えてございます。

今回のリノベーションの事業費の関係でございますが、今回の事業につきましては、国の地方創生事業であります新しい地域経済・生活環境創生交付金、こちらを活用して行う事業で、総事業費が4億8,700万円、その財源といたしましては、交付金が2億円、そのほか起債として2億5,830万円を充当する計画でございます。一般会計からは2,870万円ということになります。

なお、交付金につきましては、国に交付申請を行いまして、交付決定をいただいておりますのでございます。

事業を始めるに当たっては、昨年末に国の交付のほうを申請するというところで進めてまいりまして、その中で基本構想みたいなものをつくって、それが仕上がったのが、ある程度固まってきたのが昨年度末ということで、当初予算、3月の議会に計上させてもらいましたが、その前に、事業の概要というものが固まったというようなところでございます。

続いて、入館者数でございますが、オープン当初は数年間10万人程度を推移していた入館者数でございますが、その後、ほかの施設なども増えてきたこともあるかと思いますが、だんだん入館者数落ち着いてきてまして、令和3年度にはコロナ禍などの影響もありまして、入館者数が4万人を割ってきていたというところでございました。令和4年度には4万8,688人、令和5年度には、改修工事による2か月間休館などもございましたが、5万3,555人にまで回復をしてきたというところでございます。令和6年度、昨年度は7万476人と7万人を超えまして、コロナ前の水準を超えてまいりました。

入館者数が増加したこともありまして、レストランや売店などの売上げも増加したということで、徐々にではありますが、かつてのにぎわいを取り戻しつつあるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号14番、大久保敏夫議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきます。

私としては、その整備の位置、町全体におけるまちづくりの中の位置についてお話をさせていただきたいと思います。先ほど担当部長のほうから詳細といいますか、答えがあったと思います。憩遊館につきましては、天然温泉を備えたものでありまして、グリーンビレッジという全体枠の中にあります。東京や埼玉などの首都圏からも近い地理的優位性に加え、キャンプ場、コテージ、クライנגルテンなど近隣でも珍しい複合型の都市農村交流施設であるという認識であります。そして、町の観光資源として大きな可能性を秘めているというふうなことを考えておるわけであります。

先ほど担当部長からありましたように、当初11万人ぐらい入館者があった。それがコロナ時に3万後半まで来ました。そして、一昨年、二月休んだのですが、6万人、昨年はフルに稼働できまして7万人という形で、久しぶりに7万人を超えるお客さんに来ていただいた。その中においては、リピーターも大分多いという形であります。

それに伴いまして、利用実績、売上げともに増加傾向にあるというのが現状であります。季節に合わせた様々なイベントも地域おこし協力隊、あるいは地域の人たちの手によって、これ行われているわけであります。関係者の努力によって利用者は年々増加の傾向にあるという、まさに今、注目を浴びている形というものでございます。

特にキャンプ場につきましては、稼働率だけで言えば、茨城県にある数あるキャンプ場の中で稼働率第3位ということで、素晴らしい成績を収めさせていただいております。今後は、この施設の一帯のさらなる有効活用、活性化を進めていくために、国の交付金等を活用しまして大規模なリノベーション、改修工事、これを実施いたしまして、利用者の利便性、満足度の向上につなげるとともに、新たな客層の獲得を目指してまいりたいと思っています。

そして、町の誇る財産として、町の観光拠点として、にぎわいの場として憩遊館を中心としたグリーンビレッジのさらなる価値向上を図ってまいりたいと思います。

これは、私、55号の町長コラムに書かせていただきましたが、この方向性をデジタルと健康、そして癒やし、そして食、そして遊び、そして清潔感と、この5つをテーマにしまして整備を進めようと、そういうものでございます。

以上です。

議長（上野政男君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 町長のほうからご返答いただきまして、ありがとうございます。

基本的に、今回、このリノベーションの事業関係、総事業費が相当な数字なのだろうと私なりに考えているのですが、そういう中で、町が今回の事業の中でどのような制度、国なりあるいは県なり、県はあるのかどうか分かりませんが、国等々によってこのことによるイノベーション関係の今回の問題で、どのような制度、借入金なのか、あるいはまた起債かな、起債も多分起こせるのだろうと思うのだよね。そういうもので、最終的には、持っている数値と、今言われた起債等々を含めた一時的に金がつくれた残り、町の持ち出しという形になるのに、どのような数字が執行部のほうで起債とか借入れとか、あるいはまた町の持ち出しとか、そういう数字が今の段階で言える数字がありましたらお願いします。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 議席番号14番、大久保敏夫議員の質問にお答えいたします。

今回の事業の総事業費と財源の内訳というようなものについて、ご説明させていただきます。今回の事業につきましては、国の地方創生事業の中にあります新しい地域経済・生活環境創生交付金というものの、国の交付金ですか、こちらを活用して行う事業となっ

てございます。リノベーション全体の事業費が4億8,700万円、その財源の内訳としましては、国からの交付金で2億円、そのほか起債借入れで2億5,830万円、こちらを充当するという計画となっております。町の持ち出しというか、一般会計からはその残りの2,870万円、こちらを一般会計から支出するということになってございます。

その中で起債ですが、起債については、起債の額の30%、こちらが交付税措置されるというようなものとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（上野政男君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 今、執行部のほうから答弁いただきました。基本的に、地方交付税、あるいはまた交付金、なさなくてはならない錢もあるのだろうし、また長めの錢でもらえる錢もあって、総体的には4億8,700万ぐらいが今回の流れの中に使うのだろうと、こういう形になるわけですが、基本的にはこれからの町のいわゆる作業としては、結局は、当然これだけの事業をやるのですから、どういうふうな事業に関わるときに、全て一括した、極端に言えば、当然町ができるわけではありませんから、業者に指名をしてやるのか、あるいはまた公募でやるのか、それは分かりませんが、そういうふうになった場合に、この事業そのものは一括して1つの言わば事業としてやるのか、あるいは2つか3つに分けて入札する業者も違うという話になるのか、その辺のところ大ざっぱにちょっとお答えできますか。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの14番、大久保議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今の計画の中では、一体とした整備ということで考えております。ですから、中には設備工事、電気工事、附帯工事、左官、いろいろ入ると思うのですが、一体として全体で1本で入札に付したほうが経費等の関係も考えますと、そのほうが理想としてはいいのではないかなというのは今思っています。

以上です。

議長（上野政男君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） ちょっと今、町長答弁いただきましたけれども、この事業そのものは、裏では設計というものはやるものとしてもう進んでいるのですか。それとも、

これから町として設計をこういう形でということで、どういう業者がどういうふうにするか分かりませんが、そういう形になるのか。いやそうではなくて、もうスケジュール的には設計は進んでいるのだとか、設計は終わっているのだとか、その辺のところちょっとお聞かせいただけますか。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 14番、大久保敏夫議員の質問にお答えいたします。

設計のほうですが、昨年度、基本設計、基本的な計画の設計を行いまして、当初予算で議決していただいた3月の議会でご説明させていただいたところかと思いますが、その後、今年度になりまして実施設計という形で、工事発注するまでの細かい設計を今作成しているところでございます。

その作成が6月いっぱい、また7月にかかるぐらいに仕上がってくるかと思うのですが、その際には、議員の皆様方にも詳細な内容についてご説明できる機会は設けたいなとは思っているところでございますが、その後、7月中に工事を発注しまして仮契約という形を8月中には行いまして、9月の議会で先ほど町長申しましたように、工事一括発注する形になりますので、議会の案件になるような工事になります。ですので、9月の議会でご審議いただければというようなスケジュールで考えているところでございます。

議長（上野政男君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 実施設計が進んでいるという解釈でいいのですよね。そうですね。そうすると、この設計の場合はこれだけの金額のものについてもう決まっているということは、特定の設計屋がいて、あるいはまた何者かと、言わば入札というよりも競合してその業者がやっているのか、どこの設計屋に今頼んでいるのか、今やっているとすれば、町の議会に教えない理屈はありませんので、ちょっと教えていただけますか。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 実施設計を行っている業者でございますが、指名競争入札によって業者を決定してございます。指名業者5者による入札を行いまして、令和7年ですから今年ですね。4月の10日に入札を行っております。落札した実施設計を行っている会社につきましては、株式会社岡野建築設計事務所でございます。

金額ですが、1,281万5,000円で落札したということで実施設計を実施しております。

（「何者で」と呼ぶ者あり）

産業建設部長（青木 譲君） 5者の指名です。

以上でございます。

議長（上野政男君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） そうすると、町長、この流れでいきますと、総体的には一つの流れが多分今のあれでいくと、来月7月には業者が決まるのだらうということでございますけれども、これは入札制でやるという解釈でいいですか。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 14番、大久保議員のご質問にお答えをさせていただきます。

さっきのちょっと青木部長のお答えを補足させていただきますと、この事業は、全国的に大変競争が激しい、予算の取り合いの激しい事業でした。その中で国がどの自治体のアイデアがいいかということで選択するために、最初に補助申請を行うための金額を出す。中身を国に訴えるための最初に設計をやりました。そして、補助金の交付を受けまして、これから実施設計に入ると。実施設計ができましたら、一度議員の皆さんにこういう内容の形がということでご提案をさせていただきますので、そのときにご意見をいただくわけですが、その後、入札に付して、そして業者を決定いたしまして、そしてきちんと最後まで完全に施工できるであろうという業者の方に仕事をお願いすると、そういう流れになります。

議長（上野政男君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 今、町長のお答えの中で一つの流れができているわけですが、基本的に交付金、それから地方債によりますと、多分に2億五、六千万円の金が、いつかはなさなくてはならない金も管理もありますけれども、そういう形で物事が流れていくと、そうしたときに、トータル的にこれから起きる数字を考えたときに、町がこの事業にどのくらい金を用意すべきだと。極端に言えば、交付金とか地方債のお金で造った前例のほかに、町長が頭にある設計でやった場合に、これから5億かかるのか6億かかるのか分かりませんが、町が単独で用意しなくてはならないだろうというふうな大ざっぱな数字は持っていますか。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

(産業建設部長 青木 譲君登壇)

産業建設部長(青木 譲君) 14番、大久保敏夫議員の質問にお答えいたします。

先ほど総事業費が4億8,700万円ということで説明させていただきましたが、交付金事業、国からの交付金です。こちら新しい地域経済・生活環境創生交付金、こちらなのですけれども、こちらで2億円を予定しております。そのほか起債、借入れ、こちらで2億5,830万円を充当します。そういう計画になっております。

そうしますと、総事業費から交付金と借入れ、これを除きますと、一般会計からは2,870万円、こちらが令和7年度の財源として一般会計からはなります。起債もこれ2億5,830万円充当するということですが、こちらは借入れになりますので、こちらは将来にわたって負担していくというようなものになってございます。

以上でございます。

議長(上野政男君) 生井総務部長。

(総務部長 生井好雄君登壇)

総務部長(生井好雄君) 14番、大久保敏夫議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの青木部長の答弁で財源の内訳があったわけでございますけれども、その中でちょっと補足をさせていただきたいと思います。起債として2億5,830万円借り入れするわけでございます。これが将来的な負担になるわけでございますが、この起債の2億5,830万円のうち30%、これのうちの30%は交付税措置がされますので、実質的なその町の負担というものは1億8,000万円程度になるものと考えております。1億8,000万円程度と、先ほどの一財の持ち出し2,870万円、こちらを足して2億1,000万円弱というものが一般財源での負担というふうな解釈になろうかと考えております。

(「総事業費は幾らなんですか」と呼ぶ者あり)

総務部長(生井好雄君) 総事業費は4億8,700万円、先ほど青木部長が言った中で4億8,700万円、そのうち2億円が交付金、さらに2億5,830万円が借入れ、この2億5,830万円のうち、これの3割が後で交付税措置される部分でございますので、2億5,830万円のうち1億8,000万円程度が実質的な町の負担、それと1億8,000万円と2,870万円、先ほどの青木部長の中で町の持ち出しという表現であったと思うのですけれども、それを足すと、自主的な一般財源として将来的な負担も含めると2億1,000万円程度が町の負担、今のところの事業費でそのような財源の内訳となってございます。よろしくお願いいたします。

ます。

議長（上野政男君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） これ町長あれですか、実施設計は大体終わっているという解釈でいいですか、この件に関して。

もう一つ、ちょっと漏れているところ、議長いいですか、いいですか。

議長（上野政男君） はい。

14番（大久保敏夫君） 今回のことで憩遊館そのものの今の現況からさっきも言っていたつもりなのですが、どのような変わり方をするのか、それちょっと感覚で結構ですから。

あと、担当で、憩遊館の一連の土地の面積というのは、町では町の土地として、ゴルフ場の打ちっ放しのところから入って池があって憩遊館があって、一連の土地を含めた中で町の所有面積というのはどのくらいなのでしょう。今、唐突だからちょっと難しいか。もし分かったらな、分かったら。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの14番、大久保敏夫議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私は、どう変わるのかというところについて、今の中身をお答えさせていただきたいと思います。

八千代町の憩遊館はすばらしくいい、立地的にも機能的にもいいということは冒頭申し上げさせていただきました。そして、ネットの口コミ等を見ますと、大変、小さいながらもいい温泉だと、あまり混んでなくていいと、そういう意見、お褒めの言葉の意見は多いのです。ところが、一方でこういう意見が多いのです。特徴がない、眺めがよくない、700円は高い、地元の寄り場所になっている、場所が分かりにくい、レストランがよくない、カラオケがうるさい、こういう意見がネットでたくさん出ているのです。取り立てて2回行くほどのものではないのだというそういう意見もこれは事実あるのです。でも、お褒めの言葉のほうが多いというのが現実なのです。

私は、この財産、老朽化し始めました。恐らくもう30年近くたっています。それは、時とともに、八千代町という町を考えた場合に、その持っている潜在的な能力というのが生かせる、光り輝くものだかと、それに手を加えて、そしてにぎわいの場所、八千

代町の知名度を上げ、そしてそこに新たな経済活動が生まれ、八千代町にお金が落ちる、そのぐらいまで発展させていきたいと、そのようなことを考えておりますので、大枠で言えば、大きな経済も含めた変革を考えているということでございます。

以上です。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 14番、大久保敏夫議員の質問にお答えさせていただきます。

私のほうからは、グリーンビレッジのほうの敷地の関係についてお答えさせていただきます。グリーンビレッジの面積ですが、クラインガルテンまで含めると、全体で8万7,609.55平方メートルの敷地がございまして。このうち町有分の面積ですと2万6,663.55平方メートルで、全体の30.4%、3割が町の町有地となっております。

場所としましては、主に憩遊館、加工施設、管理棟などの建物が建っている場所、それとクラインガルテン、市民農園のところですか。それと、調整池などの部分が主な敷地となっております。

そのほか借地分の面積としましては、残りの6万946平米で69.6%、約7割となっております。地権者が6名となっております。駐車場、グラウンドゴルフを行っているところ、それから、キャンプ場、コテージ、バーベキュー場などが借地している場所となっております。その全体の面積を地目ごとに見てみますと、宅地の公園が1万5,093.55平米で、憩遊館、加工施設、管理棟、調整池など建物が建っているところが主に敷地となっております。主に町有分でございます。

次に、地目畑ですが、1万6,002平方メートル、クラインガルテンの敷地となっております。こちらにも主に町有地の部分となっております。

最後に、地目の山林ですが、5万6,514平方メートルでキャンプ場などの山林となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（上野政男君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） あんまり長くなってもあれなので、ちょっと今の数字論からいって6万6,000平米、6町6反、これが借地といった解釈でいいですか。

（「6万946、6町です」と呼ぶ者あり）

14番（大久保敏夫君） 6町でしょう。6町6反、6万6,000平米ということは、違うの。

（「6万946が借地」と呼ぶ者あり）

14番（大久保敏夫君） 6万90か。6万900……

（「946」と呼ぶ者あり）

14番（大久保敏夫君） 946な。6万としていいや。これで最後の質問にするから、これは借地代というのは、私のときも多分借りたのだろうと、私のところを買って、また売ってしまったという話ではない話だから、あの当時から借りていたのだろうと思うのだけれども、今借地代というのはこの6万平米に対してどのくらいなお支払いしているのですか。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 14番、大久保敏夫議員の質問にお答えいたします。

先ほどの面積対しまして、地権者6人に対して合計なのですが、774万1,316円、こちらを借地料としてお支払いしているというようなことです。

（何事か呼ぶ者あり）

産業建設部長（青木 譲君） 774万1,316円でございます。

（「これは全然年数的には変わってないか。それともこの頃改定し

たやつなのか。昔からそうだったの」と呼ぶ者あり）

産業建設部長（青木 譲君） このところ、私の記憶する限りでは改定したということとはございません。

以上でございます。

（「終わります」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 以上で14番、大久保敏夫議員の質問を終わります。

ここで、答弁者の入替えを行います。答弁関係課長の入場を許可いたします。

次に、3番、榎本哲朗議員の質問を許します。

3番、榎本哲朗議員。

（3番 榎本哲朗君登壇）

3番（榎本哲朗君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問いたします。

まず最初に、小中学校の金融経済教育、いわゆる金融教育についてお伺いいたします。この数年、全国的に金融教育への取組が強化されていると聞いています。小学校では

2020年度から、中学校では2021年度から、高校では2022年度から金融教育の授業が始まっているそうです。

平成から令和にかけて電子マネーや暗号資産などの新たな代金の支払い方法が誕生しています。現在の社会では、法定通貨、いわゆる日本円や米国ドルなどですが、これだけではありませんので、金融の仕組みを覚えておくことは決してマイナスにはなりません。家計管理や資産運用を学ぶだけでなく、経済の仕組みを理解し、将来の職業選択にも役立てることを目的とされています。

日本人の金融リテラシー、いわゆるお金の知識や判断力ということですが、これは世界的には低い傾向があると見られています。ある調査機関によりますと、学校で金融教育を受けた人の割合は、アメリカの20%に対し日本は僅か7%だそうです。さらに、金融の知識に自信があると答えた人もアメリカは71%、日本は12%にとどまっています。

ファイナンシャルプランナー、いわゆるFPということです、のある団体のインターネット調査では、小中高校の教員の90%が学校で金融教育が必要だと感じているという結果が出ているそうです。町としては授業への取り入れについて、どのようなお考えがあるのかお答えください。

学校で金融教育をする上で難しいと感じている教員もかなり多く、児童生徒にとって理解が難しい内容が多いとか、教える側の専門知識が不足しているとか、適当な教材がないとか、授業時間が足りないなどの声が出ているそうです。

そこで、外部組織との連携に期待する声があります。2024年度に政府と日本銀行、全国銀行協会、日本証券業協会が出資しまして、中立的な立場で金融教育を推進する認可法人金融経済教育推進機構、J－F L E Cというものが設立されました。金融機関に属さずファイナンシャルプランナーなど専門的な資格や業務経験のある人を講師に認定し、小中高校などを対象に講師を派遣して無料の出張授業を行っていたり、授業づくりに役立つ副教材を無償で提供してくれるそうです。

昨年8月から無料講師派遣の受付には、2か月で600件以上の申込みがあったそうです。この茨城県にも地方銀行としてはトップクラスの銀行や信用組合がありますので、相談をしてみる余地はあると思いますが、町としては連携しての金融教育について、どのようなお考えがあるのでしょうか。

専門家からは、「金融リテラシーの向上は重要な社会課題です。小学生のうちからお金との付き合い方を学び、将来の夢や仕事選びにも役立ててもらいたい」という声や、「高

齡化社会の到来で若いうちから家計管理を学び、資産形成に取り組む重要性が増している。18歳成人が始まり、安易に契約して金融トラブルに巻き込まれる事例も起きている」というような声も出て、金融教育の必要性も指摘されておりますが、課題や問題点もあるのでしょうか。ありましたらお答えください。

次に、小中学校のいじめについてお伺いします。文部科学省の2023年度の問題行動、不登校調査によりますと、小中高などが認知したいじめは73万2,586件で、前回調査を上回った数字となったそうです。そのうち、身体的被害や長期欠席などが生じた重大事態は1,306件で、初めて1,000件を超える過去最多となっております。学校や教育委員会の初期対応に問題があり、事態が深刻化するケースが後を絶たないそうです。

2023年度の調査で重大事態1,306件のうち490件は、事前にいじめと認識されておらず、初期対応ができず被害が重大化していると、学校の組織的対応に課題があると文部科学省は認めております。

いじめをめぐる学校側の初動の在り方は、全国的に問題化されております。2016年に兵庫県加古川市では、市立中学校の女子生徒がいじめを苦に命を絶ったことは、学校や教育委員会の一連の対応に問題があったことや、2021年の北海道旭川市内で学校側が当初いじめと認知せず、重大事態としての調査を行わなかったことにより、中学生が自殺した問題などがあります。神奈川県横浜市の中学校でも女子生徒から相談を受けた学校側がいじめと判断しなかったことにより、生徒が自殺した事例が2020年にありました。

県内でもつくば市内の中学生が同級生によるSNSで誹謗中傷していた行為により転校を余儀なくされ、自宅も転居したといういじめの案件が2022年にあったとされております。

過去のいじめは、直接投げかけられる言葉の暴力が多くありましたが、最近はパソコンやスマホを使ったSNSでの事案が増えているように思います。

町内の小中学校のいじめの認知件数は、どのくらいあるのでしょうか。把握しているだけで結構ですので、この数年の件数をお答えください。

2013年9月に施行されましたいじめ防止対策推進法に基づいて、学校や教育委員会は速やかに事実関係を調査しなければなりません、いじめを未然に防いだり、早期解決の手だてを準備していれば、大事には至っていないのではないのでしょうか。

県内の守谷市には、平成25年12月に制定した守谷いじめ防止基本方針というものがあります。いち早くいじめの問題に市として取り組んだ現れかと思います。この守谷市で

文部科学省の教材を参考につくられた市独自のいじめ防止プログラムを基にしまして、全ての市立小中学校13校で統一したいじめ防止授業を2024年4月より始めたそうです。

小中学校の授業参観日に合わせて授業を行っています。発達段階ごとに授業の中身を変えて、いじめの定義だけでなく相談方法や発生してしまったときの行動についても教えるそうです。授業が終わった後に、学校長がオンラインで各教室をつなぎ、保護者に対しても法的ないじめの定義や対応方針なども説明しているそうです。年に4回の授業を行うとともに、中学校区4か所にスクールソーシャルワーカーを1人ずつ配置する対策も取っているそうです。

どの行為がいじめに当たり、お互いにどう行動すれば防げたかを話し合っていけば、相手が嫌な気持ちになり、傷ついたらいじめになるという認識を共有させることが、未然に防止したり早期の解決につながるのではないのでしょうか。

町としては、方法や対策をどのように考えているのでしょうか。ありましたら具体的にお答えください。

以上が私からの質問になります。答弁をよろしくお願いいたします。

議長（上野政男君） 小林教育部長。

（教育部長 小林由実君登壇）

教育部長（小林由実君） 議席番号3番、榎本哲朗議員の通告による一般質問にお答えをいたします。

初めに、小中学校の金融教育についてでございますが、まず金融教育については以前より学校教育で行われてきましたが、成年年齢の引下げやキャッシュレス化の進展、資産形成及び運用の必要性、金融トラブルへの懸念などを受け、児童生徒がその発達段階に応じて金融教育に関する基本的な仕組みや考え方を身につけることの重要性の高まりから、令和4年4月より小中高校で金融教育が義務化され、本町でも各学校で学習を進めております。

次に、1点目の授業への取り入れについてでございますが、小学校高学年では家庭科の時間などで買物の仕組みや消費者の役割、物の大切さと計画的なお金の使い方への理解を深めたり、売買契約の基礎について学びます。お小遣いなど身近なお金を計画的に使うことや、遠足や日常生活を通して欲しいものと必要なものの区別や預金に利子がつくことなど、家庭科だけでなく生活、社会、道徳、特別活動など全教育活動を通じて進められています。

中学校では、社会科や家庭科を中心に、金融などの仕組みや働きについての理解や、個人や企業の経済活動における役割と責任、金銭管理やクレジットなどの契約に関して学び、現在、そして将来の実生活において適切な判断や行動ができる金融リテラシーを身につけるための教育に取り組んでおります。

次に、2点目の外部組織との連携についてでございますが、専門的な学びの機会や教材の充実を図るためにも、外部組織を活用した金融教育は効果的であると考えており、数年前から町内小中学校で出前授業を取り入れております。昨年度は、証券会社の体験型プログラムの出前授業を小中学校で各1校実施いたしました。株式の仕組みを学び、新商品のお菓子を開発したり、プレゼンテーションを通して資金調達の体験をしたりと、生きて働く力を身につけることができました。

また、一昨年、中学校では、鬼怒商業高校の出前授業を3年生対象に行い、企業の仕組みや経営についてワークショップ形式で学ぶ機会を設けました。起業家になったつもりで試行錯誤しながら探求的な学びを進めることができました。

次に、3点目の課題や問題についてでございますが、金融教育は教育方法やカリキュラムが標準化されていないため、教員の知識レベルや金融教育に対する熱量によって内容に差が生じる可能性が考えられます。年間授業時数の確保も課題となります。また、児童生徒だけでなく保護者への啓発活動を進めていく必要もあると考えます。

茨城県消費生活センターでは、専門家を講師として派遣し、消費トラブルの事例や対処法、契約の注意点などを学ぶ出前授業を行っております。また、文科省や茨城県のホームページに学校の金融教育を支援する様々なデジタルコンテンツの関連リンクがあり、各学校の実態、発達段階に応じて活用できるようになっております。茨城県金融広報委員会をはじめ、銀行や証券会社、保険会社等の出前授業や教材の紹介も充実しております。

さらに、茨城県内で金融経済教育研究校として研究を進めている学校や、町内の学校で行っているよい事例を各校で共有し、本町の金融教育の充実を図ってまいりたいと思います。

次に、小中学校のいじめについての1点目の認知件数はでございますが、過去3年間の件数でございますが、令和4年度は小学校211件、中学校75件、計286件です。令和5年度は小学校225件、中学校59件、計284件です。令和6年度は小学校156件、中学校21件、計177件です。

認知されたいじめの主な内容といたしましては、冷やかしやからかい、悪口、文句、仲間外れ、無視、スマホ等での誹謗中傷などが挙げられます。いじめを認知した際には、迅速かつ組織的に対応を進め、早期解消に努めております。いじめ認知件数が多いと思われませんが、教職員が児童生徒を注意深く見守っていることのあかしでございます。

次に、２点目の未然防止や早期解決の対策はについてでございますが、まず全ての教職員がいじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン及び生徒指導提要进行を理解し、学校いじめ防止基本方針の効果的な運用により、いじめの積極的な認知及び早期発見、早期対応を徹底し、いじめを重大化させない取組が重要であると考えます。そのため、本町では、年度初めの職員会議や教員研修等において、全ての教職員がいじめの定義の正しい理解や組織的対応の在り方、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか等を確認しております。学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針についての理解を深めるよう努力しております。

また、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりのために、学校いじめ防止基本方針の制定と保護者や児童生徒への周知、学校ホームページへの掲載などをしております。そして、児童生徒に対しては、毎日の心の健康観察、毎月の生活アンケート、道徳や学級活動の充実、ＳＯＳの出し方の教育や情報モラル教育、校内オンライン相談窓口の設置、その他の相談窓口の周知、教育相談や個別面談、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、児童生徒を主体としたいじめ防止を目的とした集会の実施など、年間を通して様々な取組を進めております。また、令和５年度からは人権擁護委員の方々による人権教育を全小学校において実施いただいております。

いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを全ての教職員が認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知するようにしております。

そして、週１回行われる生徒指導部会等で情報を共有し、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように、全ての教職員でアンテナを高く持ち、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に努めております。

アンケート調査や個人面談において、児童生徒からＳＯＳが出された場合や、児童生徒あるいは保護者からいじめの報告や相談があった場合には、教職員が複数でチームとなって迅速に対応し、いじめを受けた児童生徒を守り、その安全安心を確保する責任を

持って、早期解消に努めております。

今後もしばらくから児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒がいじめを相談しやすい体制を整え、安心して学べる魅力ある学校、学級づくりに取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。議員各位のご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（上野政男君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） それでは、議席番号3番、榎本哲朗議員の通告による一般質問にお答えいたします。

小中学校の金融教育につきましては、また小中学校のいじめ問題については、その詳細はただいま部長のほうから答弁があったとおりでございます。

まず、金融教育についてでございますが、近年の社会を取り巻く金融環境は急速に変化しておりまして、金融教育の重要性は高まっているところでございます。子どもたちが変化に向き合い、新しい時代を生き抜く力を育成していくためには、お金や金融の様々な働きを理解して、それを通じて自分の暮らしや社会の在り方について深く考え、自分の生き方や価値観を磨きながら、より豊かな生活、より豊かな社会づくりに向けて主体的に判断し行動できる態度を養うことを身につけることが必要であると考えているところでございます。

当町におきましては、先ほど教育部長が説明したとおり、教育活動全般を通して、しなやかにたくましくこれからの時代を生き抜く力を養うため、児童生徒の育成を進めているところでございます。今後も金融教育の充実に向け、国、県等の動向を注視しながら、学校への的確な情報提供に努めるとともに、民間企業等の積極的な活用等教育内容の一層の充実に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、いじめ問題についてでございますが、いじめ問題は教育現場において非常に重要な課題でございまして、社会全体で取り組むべき問題でございます。いじめは決して許されるものではなく、早期の組織的対応が必要であると考えているところでございます。

当町のいじめ問題の対応につきましては、国のいじめ防止対策推進法の制定を受け、平成26年に八千代町いじめ防止基本方針を策定いたしました。全ての児童生徒が心豊か

で安全安心な生活を送ることができるよう、取組を推進しているところでございます。

各学校におきましては、当町の基本方針を基にそれぞれの学校の実態に合わせて基本方針を策定し、いじめ問題の対応に取り組んでいるところでございます。また、いじめ問題は、学校だけではなく関係機関や地域との連携も欠かすことができません。八千代町いじめ問題対策連絡協議会において、学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察や福祉部局との連携を強化し、子どもたちが安心して成長できる環境づくりを進めていくことも重要と考えております。

また、いじめの認知件数についてでございますが、数値のみで判断できるというものではございません。認知件数が多いということは、それだけ教職員が子どもたちをよく見ているということでございます。教職員に対しましては、小さな出来事、エピソードといったもの、違和感を感じたらすぐに対応するよう各学校に指示、依頼をしているところでございます。

今後につきましても、教職員のいじめを正確に認知する目を養成し、児童生徒一人一人をきめ細やかに観察しながら、児童生徒の心に寄り添った適切な対応を心がけ、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に教職員間で連携して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。議員各位のご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号3番、榎本哲朗議員の通告による一般質問にお答えします。

私は、小中学校のいじめについてというところについてお答えをさせていただきたいと思います。

詳細につきましては、ただいま教育長と教育部長が細かに流れから説明させていただいたところであります。いじめは人権問題でありまして、そしてまた命の問題です。児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または心身に重大な危険を感じさせるおそれがあるものです。町としましてもいじめについては、最も重要な教育課題の一つとして真剣に取り組むべきと私はこのように考えております。

このたび、学校の統合について方針を示させていただきましたが、未来を担う八千代町子どもたちを中心に考え、いじめのない安心して学べる魅力ある学校をつくってまいりたいと考えております。

そして、これからの少子高齢化の時代をしなやかにたくましく生き抜く夢を持ち、夢を語ることができる子どもたちを育成できる学校教育を推進していけるよう、関係各機関と十分な連携を図っていきたいと考えております。

先ほど榎本議員のほうから旭川いじめ問題、女子中学生凍死事件ですよね。これは2019年であったかと思います。私も3年前にユーチューブで確認し、それからずっとその経過は見詰めさせていただいております。大変悲惨なものでありまして、信じられないような、市全体を2分するような騒ぎもいまだに感情的なしこりが残っているというような状況であるというふうに思っています。

そして、文科省の発表したいじめられっ子といじめっ子、やる側とやられる側のその内容を見ていますと、大変興味深いところがありまして、両方にある者が思いやる気持ちがないということがいじめっ子にもある、いじめられっ子にもある。ですから、思いやる気持ちの意識ということですから、まさに道徳の話なのですよ。これが文科省で指摘されている。

そしてもう一つ、興味深いのは、いじめのピークは小学2年生、数的にはそのようになっているそうです。10年前は中学1年生だったそうです。今、低年齢化している。無視やうわさ話などのいじめ、コミュニケーション操作系のいじめと、こういうふうに呼んでいるようです。被害の攻撃性が見えない。陰湿でもあるが、子どもたちの顔を見ると、かわいい顔しているので見逃しやすい、こういうことが言われているわけがあります。

そして、その中で、低学年の子どもたちが感じるストレスが原因しているものがあって、子どもたちの性格が前よりも悪くなったというわけではないのではないかという人がいるわけがあります。その中で、また私が記憶にとどめているのは、SOSを受けた場合の対処法というものもありまして、これは後々、また教育長、教育部長ともお話をすることになると思いますが、子ども本人の話を記録することというのが大事だと。これ見ますと、私も今職員にトラブルから自分の身を守る方法は、記録と法律だよと。我々を、職員をトラブルから守るのは記録と法律であると、このように私は職員に話をしています。これがやっぱり記録をすることが大事だということがあった。

そして、子どもの安全を図ること、休ませる等を恐れないというふうに言っていました。学校を休ませると学力が低下して、社会性に必要な、社会に出たら必要な学力が身につかないと、そういう心配があって学校を休ませないという人が多いのだと。しかし、いじめによって身につくのは、社会性、学力でなく、憎しみや自己否定感、親に訴えても救ってもらえなかったという不信感と、この言葉が私は本当に記憶に、そして納得もできる話でありますので、この辺を教育委員会と話し合っていきたいと思います。

そして最後の話として、避難の早かった人ほど回復が早いと、これがきちんとデータとしても実際にもあるようであります。

答弁いたします。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

3 番、榎本哲朗議員。

3 番（榎本哲朗君） ありがとうございます。

1 つ、金融教育の授業時間に対してお答えをいただいていますけれども、以前、私の質問の中に 2 学期制について伺ったことがありました。現在の 3 学期制より授業時間が増やせるということの内容でしたけれども、2 学期制に移行することにより時間を有効に使え、また金融教育などに充てられるのではないかというふうに考えております。教育長自身の答えを、簡単に結構ですので、お答えいただければと思います。

議長（上野政男君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） 議席番号 3 番、榎本哲朗議員の質問にお答えさせていただきます。

以前、2 学期制ということでお話しさせていただきました。2 学期制については今検討しているところでございます。ただ、3 学期制をしきながらの実質 2 学期制、いわゆる通知表が 3 回出ずに 2 回という形で、これにより進めているというところでございます。

それによつては大きく授業時数が増えるということではございません。結局やるのは 1 学期、2 学期、3 学期でございまして、通信簿が 2 回になるということなので、授業時数が大幅に上がるわけではない。だから、授業時数はもう決まっていますので、その中で進めていくということでもありますけれども、授業時数の問題で金融教育ができないということではなくて、先ほど部長からの答弁もありましたが、小学校では家庭科、中

学校では家庭科、あるいは社会という形で進んでおりますので、また総合的な学習の時間というのは小中学校両方ございますので、そちらも使いながら、またキャリア教育ということを考えれば、特別活動の時数を使っていくということは十分ございますし、今現在もそのような形で金融教育はそれなりに各学校進めているというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 最後に、再々質問ありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 以上で3番、榎本哲朗議員の質問を終わります。

ここで答弁者の入替えを行います。答弁関係課長の入退場を許可をいたします。

次に、7番、増田光利議員の質問を許します。

7番、増田光利議員。

（7番 増田光利君登壇）

7番（増田光利君） 議長の許可をいただきましたので通告に従い、一般質問を行います。

初めに、まちづくり行政区組織の改編について質問します。近年、行政区組合に加入しない若い世帯が増えています。加えて、高齢者世帯の組合脱退も顕著になっています。理由は、高齢で役員になった場合、任務に耐えられないという意見が多いと聞きます。今まででは考えられない現象が起きています。今後、急激な人口減が予想される中、特に小さい行政区組合の運営が難しくなることが予想されます。地域間住民の交流にも支障が出てくると考えられます。町はこの状況についてどのような対策を考えているのか伺います。

また、行政区組合組織未加入世帯の増加傾向について、加入率を含めて数値的な調査を依頼しました。総世帯数比行政区未加入の世帯数は何世帯か伺います。分かれば未加入世帯数中、若い世代と高齢者世帯別の集計結果についても聞きます。

続いて、組合未加入者の増加により情報伝達等が難しくなる課題について伺います。現在、町広報紙や通達等は行政区の回覧を通して各家庭に伝達されていますが、組合未加入者世帯には未配布になっています。したがって、町は公共の情報が伝わらない世帯が生じていることです。

以前、広報紙等の未配布問題について私の一般質問に対する執行部答弁では、役場や

公共施設やコンビニエンスストア等に配布しているので問題なしとのことでした。しかし、現在の方式ではこの組合未加入者の増加に対応できていないと思います。解決策として、町広報紙、回覧の直接配布方式での全戸配布体制の確立を提案します。配布方法はいろいろあるようですが、他の自治体でも実施している専門職への委託方式を検討してはどうでしょうか。広報紙等や回覧の配布業務軽減は、行政区長をはじめ担当役員の負担が軽減されることにもつながると期待しています。

次に、現在の行政区の組織改編が必要な時期に来ている課題について伺います。町の人口予測では、令和22年、2040年には1万8,500人規模と今後の急激な人口減少が予測される一方で、世帯数は増加傾向になっています。高齢世帯と若い世帯が同居していた3世帯型や2世代別居型住宅からの分離を意味しています。

高野行政区や若地区など町中心部への住宅流入という形で現れています。その結果として、若い世帯の新たな意識変革が起きていることがうかがえます。そういう観点から、現在の行政組織が時代に合わなくなっている調査と考えています。町はそれに対応した新たな理念、方針を持った行政区の組織改編をするべき時期と考えます。町長の見解を伺います。

組織改編に当たっては、1行政区の世帯数の基準を設定し、基準より拡大しているところは分割、世帯数が減少している行政区は基準値になるまでの統合、合併ではなく運営上可能な範囲での統合を提案します。

行政区割再編の状況について分かりやすい例で申し上げますと、私は高野行政区に所属していますが、以前は200戸以上あった行政組合世帯数が現在148戸まで減少しています。総戸数は600世帯と聞いています。組合加入率が29%です。このことは、行政区組合員未加入者の多い世帯の意見が反映されないという状況が続くということでもあります。

町や地域住民にとっても行政区分割による再編が必要です。行政区組織は地域住民の任意の自治組織であることは認識していますが、自治意識を高めることや災害時の助け合いの醸成のためにも、町が主導的にまちづくりの一環として再編を提案することで早い実現を望みます。

次に、2022年高野行政区で町の町民アンケート調査が行われました。当時の沼田高野行政区長の要望書提出に合わせたもので、ごみ集積所に収まり切れないごみ処理問題の住民意識と行政区再編についての意識調査が趣旨でした。回答書では、集積所の整備が進まない原因の一つに、設置基準が定められていないため、設置要綱の策定を進めてい

るとのことでした。その後、設置要綱は策定できているのか伺います。

当時、一般質問でも取り上げましたが、調査結果についてどのように活用されたのか伺います。

また、ごみ収集の町の役割、責任の明確化を改めて町長から町民に対して表明していただきたいと思います。

次の項目に移ります。困難な問題を抱える女性への支援に関する法律について、町の取組について質問します。この法律は、令和6年4月1日に施行されました。身体的・精神的DVやストーカー被害、性犯罪被害、生活困窮などの問題を抱える女性を支援するため、昨今の女性をめぐる課題を反映させた新法です。

令和4年度、女性相談支援センターが受け付けた相談の内容は、夫や子、親、親族、交際相手等からの暴力被害が全体の7割を占めていることが分かりました。担当部長の設置と支援員の配置について、町の取組と今後の対策について町長の見解を伺います。

具体的には、同法施行後、困難な問題を抱える女性からの相談はあったのか聞きます。助けを言い出せずにいる女性や支援を必要としている女性の早期発見につなげる意味でも相談等の支援員が必要です。関連して、母子家庭世帯数についても報告ください。

以上で質問を終わりにします。

議長（上野政男君） 馬場秘書公室長。

（秘書公室長 馬場俊明君登壇）

秘書公室長（馬場俊明君） 議席番号7番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、まちづくり行政区組織の改編について答弁をさせていただきます。ご質問の（1）、行政区組合組織未加入世帯の増加問題についてでございますけれども、行政区は住民相互の親睦や地域内の美化・清掃などの環境整備、防犯、防火、交通安全などの活動のほか、高齢者や子どもを見守る見守る取組など、住みよいまちづくりを進める上で欠かすことのできない役割を果たしております。

協働のまちづくりを進めていくに当たり、快適で住みよいまちとするためには、地域に住む人たちが力を合わせて取り組む行政区運営活動が大変重要であると考えております。しかしながら、実情といたしましては議員ご指摘のとおり、人口減少や少子高齢化、核家族化の進展のほか、価値観の多様化による住民ニーズの変化などによりまして、コミュニティ意識の希薄化が進んでおります。その結果といたしまして、行政区への未

加入世帯の増加や行事への参加者が減少しているなどの問題が生じております。

また、役員の高齢化や成り手不足などの問題もここ数年顕著になってまいりました。このようなことから、町といたしましても行政区の在り方について検討すべき時期に來ていると認識をしております。

昨年度はコミュニティ協議会の在り方についてご検討いただきまして、見直しを行ったところでございますが、今後、行政区の在り方という大変重要な課題につきましても、地域の皆さんとともに考えていく必要があると認識をしております。

統計的な数値を申し上げますと、令和7年4月1日現在、八千代町の総世帯数は8,497世帯となっておりますが、この中から技能実習生や特定技能などの短期滞在の外国人世帯、それと特養老人ホームなどの福祉施設への入所者世帯を除きますと6,591世帯となります。行政区に加入されている世帯数が4,627世帯でございますので、6,591世帯を分母にいたしますと、実質的な組合加入率は70.2%、町全体で平均70.2%となります。

また、議員ご質問のそのうちの若い世代と高齢者別の集計というものにつきましては、現在の住民基本台帳では集計できない形となっておりますので、ご了承願いたいと思います。

行政区への加入促進対策としましては、町への転入世帯に対し行政区加入促進のチラシをお配りしているほか、広報紙等でも呼びかけを実施しているところでございます。

次に、(2)の町広報紙の全戸配布体制の確立についてでございますが、町では行政区に加入していない世帯への配布方法としまして、現在、役場庁舎1階や中央公民館、図書館などの公共施設の窓口のほか、農協の窓口や町内の4か所の金融機関、6か所の郵便局、カスミやコンビニエンスストアなど21か所の施設に広報紙の設置を依頼しております、これらを自由にお持ち帰りいただいているところでございます。

また、インターネット環境が進んできている状況を踏まえまして、町ホームページや町の公式LINEなどをもっと多くの方にご利用いただくよう、町からの情報伝達につなげていきたいと考えてございます。

さらに、今年5月22日にケーブルテレビ株式会社と包括連携協定を結びました。この包括連携協定に基づきまして、今後はコミュニティチャンネルを通じた地域の情報発信や、災害時の緊急情報の提供を進めていきたいと考えてございます。ケーブルテレビの開局につきましては、今年の12月を予定していると伺っております。また、ケーブルテレビ株式会社との連携によりまして、通信技術の向上に向けたスマホ教室の開催なども

進めていきたいと考えてございます。

議員ご提案の広報紙配布の業者委託につきましては、行政区未加入世帯への広報紙配布方法の一つとして認識してございます。昨年度、龍ヶ崎市のほうに話を伺いに行きまして、業者委託によるポスティングでの広報紙の全戸配布を龍ヶ崎で行っておりますので、そういった状況、またそれに伴うメリット、デメリットなどの課題を調査してまいりました。今後、費用対効果など検討材料としていきたいと考えているところでございます。

今後の対応策につきましては、広報紙の発行や情報提供は、町民の皆様には町の取組をよく知っていただくということを目的としていることから、ほかの自治体の取組も参考にしまして、周知及び配布方法については、引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） 議席番号7番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えをいたします。

私からは、2点目の質問の困難な問題を抱える女性への支援に関する法律についてご説明をさせていただきます。

まず、この法律が令和6年4月1日に施行された背景を説明させていただきますと、同法以前の女性への支援は、1956年、昭和ですと31年に制定された売春防止法が根拠になっておりました。売春防止法では、売春を行うおそれのある女性を要保護女子と規定しまして、婦人保護施設への入所など保護更生を行うものでありました。その施策は、戦後間もない時代の価値観に基づくもので、女性に対する威圧的・懲罰的な要素が強く、当事者に寄り添った支援が不十分であるといった指摘もされておりましたが、売春防止法は法制定以来、一度も抜本的な見直しをされることがなく、その間に女性をめぐる課題は複雑化・複合化して、支援ニーズも多様化してきた、このような流れがございました。

そうした課題に対処するために、令和6年4月1日に施行された新法、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律では、売春防止法から女性の補導処分や保護更生に関する規定を削除しまして、コロナ禍中でより顕著になった貧困問題、性的な被害、家庭

内暴力、社会からの孤立など様々な事情で問題を抱える女性を幅広く支援対象としております。

さらに、議員ご指摘のとおり、この法律が施行されたことによりまして、特にDV、これは配偶者、家族からの暴力問題ですけれども、そのDVに対する支援体制が強化されることが期待されております。DV問題は、社会的な課題としまして長年にわたり存在しておりますけれども、被害者が適切な支援を受けられないというような状況が多く見受けられることもございました。しかし、この法律の施行によりまして、都道府県に女性相談支援センターの設置が義務づけられ、民間の支援団体ともより一層の連携を図りながら、被害者に対する迅速かつ適切な支援を提供できる体制が整備されることとなります。

それでは、ご質問2の同法が施行された後、困難な問題を抱える女性から相談があったのかどうかということについてですけれども、主にこども家庭課で対応したDV問題に関する相談件数と、母子家庭世帯数についてご説明をいたします。

まず、令和6年度のこども家庭課で対応したDVに関する女性からの相談件数につきましては、2件となっております。令和7年度につきましては、現在のところ相談はございません。令和6年度の相談の概要につきましては、主に夫や家族からの暴力に関するものでございます。

次に、母子家庭世帯数につきましては、令和7年6月10日、昨日ですけれども、昨日現在で160世帯となっております。今後もこども家庭課にDVの相談があった際には、職員が詳細な内容について聞き取りを行うとともに、相談の内容によりましては、警察や茨城県の女性相談センターなどの関係機関につなぐなど、迅速で的確な相談支援体制の構築に努めてまいります。

今後とも議員各位のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号7番、増田光利議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

行政区組合組織未加入世帯の増加問題について、また町広報紙の全戸配布体制の確立につきましては、先ほど秘書公室長より答弁があったとおりであります。行政の活動

が住民全体に広がっていくような広報システムの充実と継続が必要であるというふうに考えております。

伝達方法について検討、改善を重ねることは、行政の大きな役割の一つでありますので、未加入世帯の増加とそれに伴う町広報紙が行き渡らない問題につきましては、業者利用によるポスティングやＩＣＴ技術の活用など多角的かつ不公平感のないよう検討していきたいと考えております。

私へのご質問で、行政区割再編についての町長の見解についてのご質問であります、まず初めに、以前に提出されました高野行政区からの要望につきましてお答えをさせていただきます。

要望の１つ目、ごみ集積所と収集方法を踏まえた新たな対策につきましては、集積所設置要綱の設定を進めるとのお約束のとおり、新しい集積所設置に対する補助金の新設や、ごみ出しが困難な方への戸別収集対策など、各種施策を推進しているところでございます。

次に、今後の行政区の区割の再編につきましては、それぞれの地区にその歴史とそこにお住まいの方々の思いがあると考えております。先ほど増田議員のほうから、ある一定の数字を超した段階で考えるというような仕組みをつくってはどうかという提言もありましたが、私はそれだけでは済まないというふうに思っています。なぜかという、そこには住民のコミュニティが存在するということであります。

行政区組織は、地域住民による任意の自治体組織であり、行政区の区割再編は地域の住民生活に大きな影響を及ぼすものでございます。行政区の分割や統合は、単に行政主導によって行われるべきものではないというふうに思っています。まずは、地元の合意形成が不可欠であり、そして行政区をまとめようとこれまでお骨折りをいただいた皆さんの努力というものを考えますと、一層私としては地元の合意形成の上に行政判断、行政は方向性とか示すことができますが、それをやり遂げる、やる方向に持っていくには、住民の皆さんの生活の問題が今言うようにかかっていると、コミュニティが存在するとありますから、単に数字的だけではないというふうに私は考えています。

また、ごみ収集に対する町の役割の明確化ということでございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条において、一般廃棄物の収集は市町村が行うと、このように義務づけられております。一方で、土地や建物の所有者は市町村の回収に協力する義務があると、このような関係になっております。どこまでが市町村の義務でどこからが

住民の義務といったような明確なルールは全国的にもないわけではありますが、住民の皆様には集積所の管理について引き続きお願いしたいというふうに考えております。

今後は、町内の地域ごとの人口動態や世帯数の増減などを注視しまして、各行政区に合った取組が必要であると考えています。

また、地域課題の解決に向けては、これまでの行政区の枠組みを超え、ボランティアの方などの手を借りながらも進めていかなければならない、このようにも考えております。この問題は、先ほど申し上げましたように、行政だけではなく地域住民の生の声やご理解、ご協力がなければなし得ないということを考えていまして、しっかりと対応していきたいと思います。

続きまして、2、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律についての（1）、担当部署の設置と支援員の配置について、これについてお答えをさせていただきます。

現在、八千代町におけるDVの担当部署につきましては、部長からありましたようにこども家庭課というふうになっています。ここで担当職員が中心となり対応しているわけではありますが、現在、我が国における困難な問題を抱える女性の相談内容は、DVに限らず性的な被害、家庭の問題など、女性が抱える問題が多様化・複雑化しております。今後、町としても支援体制を一層充実させるために、関連部署間で情報共有と連携に努めてまいります。

ちょっと余談になりますが、身体に障害のある方については、農村環境改善センター、そこで基幹センターを開所させていただき、あじさい学園、秋山さんにお手伝いいただいておりますが、年間400件から500件の相談があるというものであります。また、子育て世代に対しましても、この間、子育て交流サロンというものをつくらせていただきましたが、あそこで多くの方、家族や友達にも話せないような悩みを聞いていただくというためにつくったものであります。

私が思うに、現代人の悩みは深く複雑で深い、特に複雑であると、そういう問題はこれからますますこの社会の潮流の流れとともに多くなってくると思います。この件について、困難な問題を抱える女性の対応についてもきちんと精査をいたしまして、町としての対応を充実させていきたいと、このように考えております。

答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

7番、増田光利議員。

7 番（増田光利君） 再質問させていただきます。

地域の再編についてとちょっと関連した質問なのですけれども、まだ将来のことなので問題提起だけちょっとさせていただきたいと思います。集落センターや公民館の存続について質問したいと思います。

先ほど私が言いました行政区の再編について、それが改編になった場合の想定なので、ちょっとお答えが難しいのではないかと思いますけれども、各地域の集落センターの使用率がかなり減少するというふうに思われております。今後、使われなくなる可能性も出てくるわけですが、この存続の問題が想定されておりますけれども、町はどのような見通しを持っているのか、秘書室長のほうで結構ですでお伺いしたいと思います。

議長（上野政男君） 馬場秘書公室長。

（秘書公室長 馬場俊明君登壇）

秘書公室長（馬場俊明君） 議席番号 7 番、増田光利議員の再質問にお答えをいたします。

行政区の再編後の話ということでございますけれども、集落センター、今、各行政区に集落センターはございまして、議員がおっしゃるように利用率のほうは若干悪い、ただ現状を調査しろということで事前に言われましたが、行政区によって利用率ちょっと把握していない部分もあるので、その辺は答弁がちょっと難しいのですけれども、仮に行政区が再編になった後の集落センターの在り方、また施設の利用方法などにつきましても、地域の実情もございまして、建物の現状、こういったものもございまして、そういったものも踏まえながら、やはり、再編と併せまして区長さんや副区長さん、行政区の役員さん方と検討して、今後の施設をどうしていくかというのを協議していく、検討していく必要があるのかと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 最後に、再々質問ありますか。

7 番、増田光利議員。

7 番（増田光利君） 先ほど行政区の再編について、町長のほうからは考え方をお聞きしましたけれども、私としては今後再編をしていかないといろんな課題が出てくるというふうに認識しております。町長が言われるように地元の住民との対話によって進めていくというのはもちろん大事なことですけれども、再編は避けて通れないというふうに

は私は考えています。そういう意味で、将来を見越して検討していただきたいということを要望いたしまして、質問を終わりにしていきたいと思います。ありがとうございました。

議長（上野政男君） 以上で7番、増田光利議員の質問を終わります。

本日の一般質問はこれにて終了いたします。

議長（上野政男君） 次会は、明日午前9時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会といたします。

（午後 零時25分）